

平成30年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

【次第】

- 1 開会
- 2 過去の処分事例
- 3 平成30年度障害福祉サービス事業者等実地指導
- 4 介護給付費等の請求にかかる注意点
- 5 業務管理体制の整備に関する届出
- 6 防犯・防災体制等
- 7 障害者虐待防止法
- 8 障害福祉サービス等情報公表制度の施行
- 9 その他・事務連絡

熊本市障がい保健福祉課

【1】

開 会

【2】

過去の処分事例

過去の処分事例（熊本市）

処分年度	処分内容	処分の理由	サービスの種類
H29	効力の一部停止	・人格尊重等違反	施設入所支援等
H27	効力の一部停止	・人格尊重等違反	共同生活援助
H27	効力の一部停止	・虚偽の報告	児童発達支援 放課後等デイサービス
H24	指定取消	・不正請求	就労継続支援A型

障害者総合支援法における処分等

実地指導／監査 等による状況確認・調査(法第48条)

- ・勧告
- ・命令(勧告に従わない場合)

- ・指定の効力の停止(一部停止・全部停止)
- ・指定の取消

【対象事由】(法第49条)

以下のいずれかに該当

- ① **人員基準違反**
(指定基準に適合していない)
- ② **運営基準違反**
(指定基準に適合していない)
- ③ 休止・廃止した場合に
利用者への便宜供与を
行わなかった

【対象事由】(法第50条) 以下のいずれかに該当

- ①事業者の欠格事由該当
- ②人格尊重等違反(虐待事案等)
- ③ **人員基準違反**(指定基準を満たすことができなくなった)
- ④ **運営基準違反**(指定基準に基づく運営ができなくなった)
- ⑤ **不正請求**
- ⑥報告・物件提出の拒否、虚偽の報告
- ⑦検査の拒否等
- ⑧指定に係る虚偽申請等
- ⑨～⑫(その他法令違反等)

【3】

**平成30年度
障害福祉サービス事業者等
実地指導**

指導の目的等

【根 拠】

- ・熊本市指定障害者福祉サービス事業者等指導監査要綱

【目 的】

- ・指定事業者等に対し、指定基準（人員、設備等）及び報酬基準等に基づき、給付費対象サービスの質の確保及び給付費の適正化を図ることを目的として指導及び監査を実施する。

【方 法】

- (1) 指導 ① 集団指導 ② 実地指導
- (2) 監査（サービス内容が不当である場合や自立支援等給付に係る費用の請求等の経理面に不正が疑われる場合等）

平成29年度 実地指導実施状況

サービスの種類		実施数
居宅系		12
日中活動系	生活介護	10
	自立訓練（生活訓練）	4
	就労移行支援	4
	就労継続支援A型	6
	就労継続支援B型	3
	短期入所	3
	療養介護	0
	障害児通所支援	20
居住系	共同生活援助	5
	障害者支援施設	5
	障害児入所施設	1
計画相談支援		3
合 計		76

平成30年度の実地指導の方針

① 重点的に確認・指導を行う項目（重点項目）

	項目	確認内容
1	サービスの質の確保・向上	・自己点検等の実施
2	サービス提供に係る 安全性の確保	・関係法令の遵守 ・事故発生時の対応 ・非常災害対策 ・防犯対策
3	虐待の防止に向けた取り組み の徹底	・虐待発生の有無 ・虐待防止のための措置
4	身体拘束の解消に向けた取り 組みの徹底	・身体拘束の有無 ・身体拘束に係る記録
5	不正請求事案への厳正な対処	・人員基準等の遵守 ・変更届等の提出
6	障害者差別解消法への対応	・国が定める対応指針（事業者向けガイドラ イン）を参考とした主体的取り組み

平成30年度の実地指導の方針

② 実地指導の対象事業所の選定

- ・指定後、半年～1年程度経過した事業所※
※指定後3ヶ月を経過した事業所に対しては注意喚起の意味で書面を送付
- ・前回の実地指導より3年程度経過した事業所
- ・その他、過去の実地指導等の実施状況等を考慮し、今年度の実地指導の実施が必要と判断した事業所



**本市より任意で事業所を選定し、実地指導を行う
(全事業所が実地指導の対象となり得る)**

平成30年度の実地指導の方針

③実地指導の実施方法(実地指導の流れ)

(1)実施の通知 (市→事業者)

- ・実施日より約1ヶ月前に実施の連絡・通知
- ・約1週間～当日までに実施の連絡・通知

(正式な通知文は郵送または実地指導当日の交付)

(2)事前提出書類の提出(事業者→市)

※直前に実施の連絡を行う場合は省略することもあり

(3)実地指導の実施 (市↔事業者)

(4)結果通知の発出 (市→事業者)

(5)改善報告の提出 (事業者→市)

※結果通知の発出から約1ヶ月後の期限までに
提出すること(結果通知に記載あり)

平成30年度の実地指導の方針

③実地指導の実施方法(当日確認する書類について)

- ・実施の通知時、実地指導当日に確認する書類(実地指導当日に事業所に用意しておくべき書類)についても併せて通知する。

- ・約1週間～当日までに実施の通知を行う場合、事業所以外の場所で書類を保管している等の理由により、当日の用意が難しい場合は、実地指導当日には書類の保管場所を明確に提示するとともに、後日必要書類を提出すること。

- ・ただし、少なくとも直近2年分の書類(詳細は次ページ参照)は、実地指導当日、確認ができるよう事業所に常時、保管しておくこと。

平成30年度の実地指導の方針

③実地指導の実施方法(当日確認する書類について) ※変更する場合があります。

人員に関する書類	1	組織図
	2	従業者の勤務表
	3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
	4	専任、兼任の状況がわかる書類
	5	出勤記録又はタイムカード(利用者及び従業者等)
	6	従業者等の履歴書及び資格などを確認できる書類
運営に関する書類	1	指定基準等確認票(事業所にてチェックをしたもの)
	2	運営規程
	3	重要事項説明書(利用者からの同意を得たもの)
	4	利用者とのサービス利用契約書
	5	個別支援計画に関する書類 ①個別支援計画書(利用者からの同意を得たもの) ②個別支援計画書作成に係る会議録
	6	サービス等利用計画に関する書類(相談支援事業所のみ) ①サービス等利用計画書(利用者からの同意を得たもの) ②サービス等利用計画案
	7	地域移行支援計画に関する書類(相談支援事業所のみ) ①地域移行支援計画書(利用者からの同意を得たもの) ②地域移行支援計画案
	8	地域定着支援台帳(相談支援事業所のみ)
	9	支援記録に関する書類(事業開始より保存している全て) ①サービス提供実績記録票(利用者の押印があるもの) ②業務日誌、日報など ③利用者ごとの支援記録(提供日時、内容などが記載されたもの) ④モニタリング結果の記録(相談支援事業所のみ)
	10	利用者に対する給付費の額の通知(利用日数・利用時間など記載あり)
	11	利用者名簿、労働者名簿

運営に関する書類	12	利用者の受給者証の写し
		利用者及び従業者等との雇用契約に関する書類
	13	①雇用契約書、辞令、勤務条件通知書など ②就業規則
	14	利用者及び従業者の勤務日数、勤務時間などの記録
	15	利用者及び従業者等の給与の支払いに関する書類 ①賃金台帳 ②給与明細(写) ③口座振替関係書類(金融機関への提出書類など)
	16	会計に関する書類 ①法人の資金収支計算書、決算書、貸借対照表など ②事業ごとの資金収支計算書など ③事業ごとの毎月の収支状況が記載されている収支計算書など
	17	車両運行日誌
	18	緊急時の連絡体制に係る書類
	19	職員研修関係書類
	20	消防計画
	21	避難訓練に関する記録
	22	衛生管理に関する書類
	23	秘密保持に関する就業時の取り決め、利用者の同意書などの記録
	24	苦情に関する記録
	25	事故に関する記録
	26	利用者への請求書等(内訳がわかるもの)
	27	利用者への領収書の控え等
	28	短時間利用減算を管理する書類(就労継続支援A型のみ)
	29	契約内容報告書
	30	定款
	31	その他関係書類一式

実地指導で指摘の多い事項

1 重点項目

①サービスの質の確保・向上について

- ・自己評価を年に1回以上必ず実施し、その結果を公表すること。
- ・第三者評価については努力義務であるが、財務状況等を勘案し、可能であれば実施すること。

②非常災害対策について

- ・非常災害に関する具体的な計画を作成すること。
- ・関係機関への通報及び連絡体制の整備を行い、定期的に従業員へ周知すること。
- ・非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。

③虐待防止について

- ・虐待の防止のために必要な体制の整備をすること。
- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講ずること。

実地指導で指摘の多い事項

1 重点項目

④身体拘束等について

- ・緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはいないこと。
- ・身体拘束等を行う場合は、態様、時間、利用者の状況、理由などを記録していること。
- ・やむを得ず身体拘束等を行った場合は、本市及び利用者の家族等へ連絡していること。
- ・対応方針等を作成し、従業者及び利用者に対して周知すること。

⑤サービス提供に係る安全性の確保について

- ・建物について、関係部署へ法律上問題ないことの確認を行っていること。（建築基準法、消防法 等）

※床面積の合計が100㎡以下の場合であっても建築士などに建築基準法、消防法などの基準を満たしているかどうかを確認し、障がい保健福祉課に文書などにより報告を求める。

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

- ①サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者について
 - ・サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の要件とは、以下の全ての要件を満たすものをいう。
 - (1)実務経験を有している者
 - (2)相談支援従事者初任者研修(講義部分)を受講した者
 - (3)サービス管理責任者研修(必要な分野)を受講した者
 - (4)本市に届出をされた者
 - ※各要件の詳細については、HP掲載の要件を確認すること。
 - ・サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の責務とは、以下のとおり。
 - (1)利用申込者の心身の状況、当該サービス事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること
 - (2)利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと
 - (3)他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

- ・相談支援従事者初任者研修またはサービス管理責任者研修については、開催回数が限られているため、未受講の場合には、遅滞なく受講・修了すること。
- ・新規で事業所を開始し、研修要件のみなしが適用されている場合、経過措置期間中に、速やかに、研修を受講・修了すること。

※サービス管理責任者等の研修要件(みなし)については、平成31年3月31日までの経過措置であるため、注意すること。

サービス管理責任者等及びサービス提供責任者でない者が作成した個別支援計画、適切な方法で作成されていない個別支援計画である場合、「個別支援計画未作成減算」の対象となるので注意すること。

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

＜具体的な指摘事項＞

- ・サービス管理責任者等が不在になっているにもかかわらず、熊本市への相談や届出がなされていない。
- ・サービス管理責任者等の欠勤が多く、勤務時間も十分でない。
- ・サービス管理責任者等常勤要件を満たしていない。
- ・研修要件のみなが適用されているサービス管理責任者等について、事業開始後1年を経過しても研修を修了していない。

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

②職員の配置について

- ・必要な職種ごとに、**必要な人員数**が配置されていない
- ・必要な人員数の確保を確認するためには、以下の2点が重要

(1)「常勤」の勤務時間が確保されているか

⇒事業所の常勤職員が勤務すべき時間数※ 勤務していることが必要
「**従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式6-1等)**」を活用し日頃より確認すること

※ 規定労働時間が週32時間未満の場合は、32時間以上を基本とする

(2)人員数を算定する際の「利用者数」

⇒前年度における延べ利用者数÷前年度の開所日数※

「**前年度の平均利用者数の算定表(参考様式7-1)**」にて確認すること

※ 事業所新設から6月以内は、定員の90%、

6月～1年未満は、前6月の延べ利用者数÷開所日数

- ・必要な人員数を、**指定事業所単位**において充足していない

⇒複数のサービス種別を実施する場合、事業所単位で確認する

兼務の場合も、サービスごとの業務内容や時間数を明確に区別する

- ・必要な資格要件を充足していない

○ 本表はサービス等の種類ごとに作成してください。（多機能型事業所及び障害者支援施設も同様。）また、サービス提供単位（クラス）を複数設置する場合は、単位ごとに作成してください。
○ 事業所又は施設に係る組織体制図（特に併設する事業所等における兼務関係等が分かるもの）を添付してください。

平成 年 月分		サービス等の種類		利用定員（人）		前年度の 平均利用者数（人）		週当たりの常勤 職員勤務時間数		40	平均障害支援区分	
事業所（施設）の名称												

※ 「前年度の平均利用者数」及び「平均障害支援区分」は、人員配置に用いるサービス等の場合のみ記載してください。また、常勤職員勤務時間数が32時間を下回る場合は32時間を記載してください。

	職種	常勤要件等	氏名	勤務時間数等	第1週							第2週							第3週							第4週							合計	週当たりの 平均勤務 時間	常勤換算方 法による 人数	資格等
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
					※曜日を入力																															
常勤換算方法により配置する職員				勤務時間数(時間)																										0	0					
				勤務時間帯																										0	0					
				勤務時間数(時間)																									0	0						
				勤務時間帯																									0	0						
				勤務時間数(時間)																									0	0						
				勤務時間帯																									0	0						
				勤務時間数(時間)																									0	0						
				勤務時間帯																									0	0						
				勤務時間数(時間)																									0	0						
				勤務時間帯																									0	0						
				勤務時間数(時間)																									0	0						
				勤務時間帯																									0	0						
					合計																													0	0	

	職種	常勤要件等	氏名	勤務時間帯																												資格等	記号 番号		勤務時間	
				第1週							第2週							第3週							第4週											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					
その他の職員				※曜日を入力																																

※ 「その他の職員」欄は、常勤換算方法によらない職員（サービス管理責任者、管理者、栄養士、調理員、事務員等）を記載してください。居宅介護等におけるサービス提供責任者は、他の従業者と同じ取扱いです。
※ 「常勤要件等」欄は、「常勤・専従」「常勤・兼務」「非常勤・専従」又は「非常勤・兼務」のいずれかを記載してください。
※ 「勤務時間帯」欄は、勤務時間帯ごと又はサービス提供時間単位ごとに区分し、当該区分ごとに記号番号等を付し、それを記載してください。
※ 福祉専門職員配置等加算を算定する場合は、「資格等」欄に該当する資格（社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士）を記入し、当該資格に係る証明書を添付してください。
※ 目標工賃達成指導員配置加算を算定する場合は、「職種」欄に「目標工賃達成指導員」と記入してください。

※他に参考様式6－2、6－4もあり

前年度の平均利用者数の算定表

事業所(施設)の名称												
指定申請する サービスの種類												

1. 事業所(施設)の開所日数

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(A)
開所日数(日)													0

2事業所(施設)における延べ利用日数

利用者氏名	平成〇〇年度における延べ利用日数(日)												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1													0
2													0
3													0
4													0
5													0
6													0
7													0
8													0
9													0
10													0
11													0
12													0
13													0
14													0
15													0
16													0
17													0
18													0
19													0
20													0
21													0
22													0
23													0
24													0
25													0
26													0
27													0
28													0
29													0
30													0
31													0
32													0
33													0
34													0
35													0
36													0
37													0
38													0
39													0
40													0
												合計(B)	0

【参考様式7-1】

平均利用者数(B÷A)

=

人

小数点第二位以下切り上げ。

※ 行が不足する場合は、利用者数に応じて、適宜、行の追加を行ってください。
※ 共同生活援助(介護サービス包括型)の場合は、障害支援区分ごとに本表を作成してください。

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

＜具体的な指摘事項＞

- ・利用者がいないため、人員配置を行っていない。
- ・サービスの提供を行う時間帯を通して指導員・保育士を一定数以上配置する必要がにもかかわらず、時間帯によっては基準を満たしていない。(障害児通所支援)
- ・従業者が常勤要件を満たしていない。

実地指導で指摘の多い事項

2 人員の配置(人員に関する基準)

③別事業所との兼務を行う場合について

- ・事業所間の移動にかかる時間はそれぞれの事業所におけるサービス提供時間(配置基準における算定時間)に含まれないので注意すること。

(例) 同法人の離れた事業所に勤務する場合等

- ・兼務している従業者について、人員配置体制にかかる管理は事業所ごとに行う必要があるため、出勤簿を分けること。

- ・法人役員が事業所従業者としても勤務している場合、支援員等としての時間を管理する必要があるため、出勤簿および勤務時間の管理を行うこと。

<具体的な指摘事項>

- ・従業者の出勤簿および勤務時間を管理していない。
- ・事業所ごとの勤務時間を管理していない。
- ・法人役員が支援員でもある場合、出勤簿および勤務時間を管理していない。

3 個別支援計画の作成・交付(運営に関する基準)

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関する**一連の業務**を担当しなければならない。

- ①個別支援計画の作成手順（次々ページのフロー図も参照）
 - (1)利用者の希望する生活や課題等の把握**(アセスメント)**
 - (2)個別支援計画(原案)の作成
 - (3)個別支援計画の作成にかかる**担当者会議(利用者に対するサービスの提供にあたる担当者(生活支援員)等を召集して行う会議)**を開催し、原案の内容について意見を求める
 - (4)個別支援計画(原案)の内容について利用者等に説明し、
文書で同意を得る
(利用者等からの記名押印の受領⇒計画として完成)
 - (5)作成した個別支援計画(利用者同意済)を利用者に交付
 - (6)個別支援計画の実施状況の把握**(モニタリング)**
(6月に1回以上*) *就労移行支援、自立訓練は3月に1回以上
 - (7)個別支援計画の変更(必要に応じ)
⇒以後、(1)～(7)繰り返し

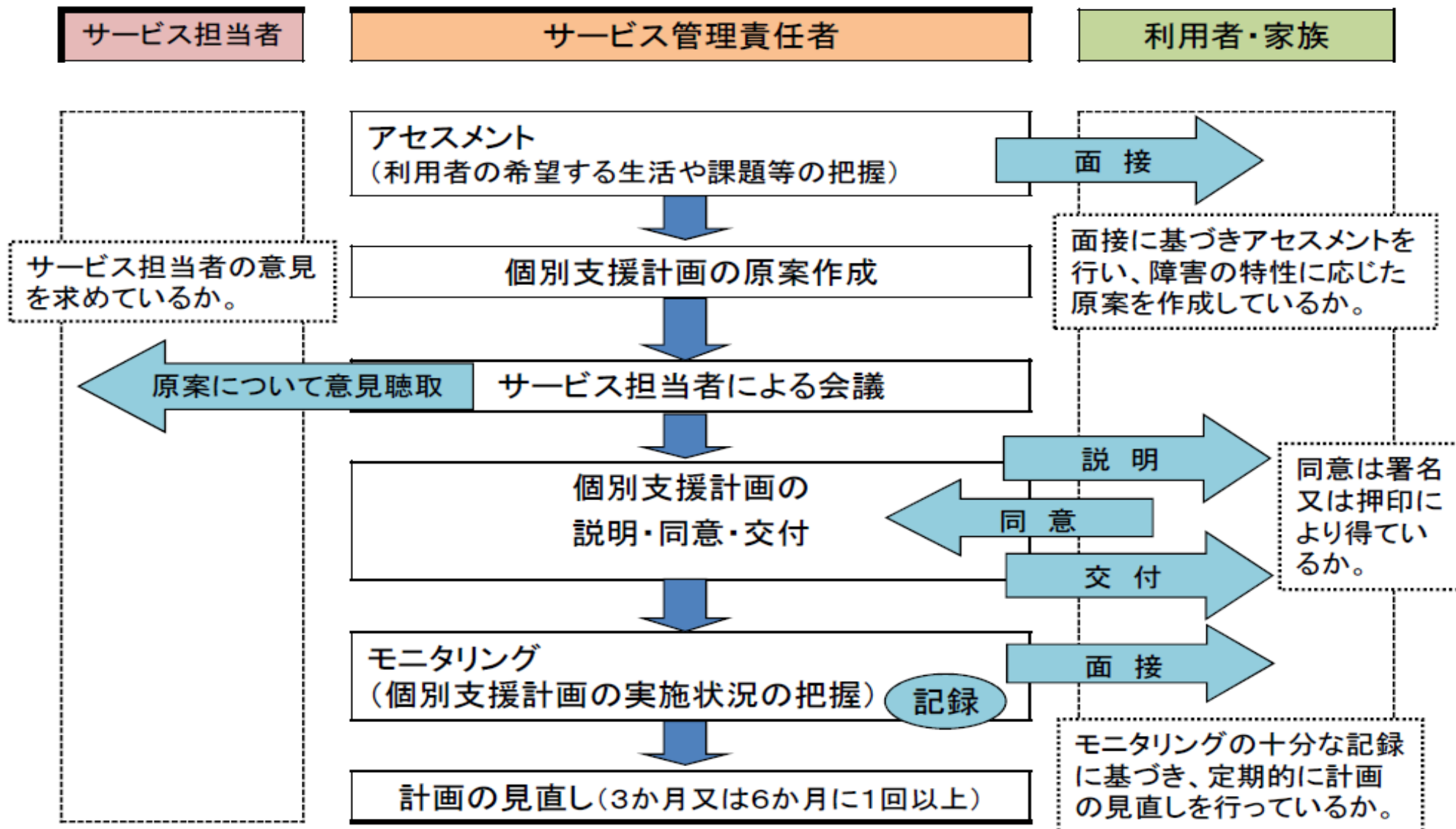
3 個別支援計画の作成・交付（運営に関する基準）

※訪問系サービス（居宅介護計画）では、支援会議やモニタリングは必須ではないが、アセスメントの実施、必要に応じた計画変更、利用者への説明・交付等については、前述の手順に準じて行う必要がある。

個別支援計画の作成にかかる一連の業務が適切に行われていない場合、個別支援計画未作成減算となり得るので、注意すること。

3 個別支援計画の作成・交付（運営に関する基準）

参考1 個別支援計画のフロー



実地指導で指摘の多い事項

3 個別支援計画の作成・交付（運営に関する基準）

<具体的な指摘事項>

①個別支援計画の作成について

- ・個別支援計画の作成者や作成日等の記載漏れ。
- ・個別支援計画に記載すべき内容が不足している。（利用者の希望等）

②利用者への交付について

- ・利用者の同意日・署名・捺印等の漏れ。
- ・サービス管理責任者以外の者による利用者への説明および交付。

③個別支援計画の作成に係る担当者会議について

- ・個別支援計画の作成に係る担当者会議が開催されていない、または、開催されているものの、生活支援員などの担当者の出席がない。
- ・個別支援計画の作成に係る担当者会議録がない、または、記録はあるものの発言者や発言内容の記載がない。

④個別支援計画の見直しについて

- ・個別支援計画の作成後、モニタリングなどにより個別支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6月（就労移行支援、自立訓練においては3月）に1回以上、個別支援計画の見直しを行っていない。

実地指導で指摘の多い事項

4 その他(運営に関する基準関係)

①利用開始にかかる手続(運営規程・重要事項説明書・利用契約書等の交付)

利用申込者に係る適切な配慮をし、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供について利用申込者の同意を得ること。

<具体的な指摘事項>

- ・利用契約を締結していない。
- ・契約日、同意日、作成日、事業者印及び利用者印などの記載、押印漏れ。
- ・契約日、契約期間、重要事項説明書~~及び個別支援計画~~※の同意日などが支援の実施後の日付けとなっている。(利用契約日より前のサービス提供)

※個別支援計画は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、計画原案作成する場合は、サービス利用開始後の作成日及び同意日の日付となっても可。この場合、概ね1月以内に作成すること。(集団指導後に修正)

- ・運営規程に記載すべき事項が不足している
- ・各々の記載内容について整合性がとれていない(営業日・時間、従業員数、事業の実施地域等の記載が書類ごとに異なっている)

実地指導で指摘の多い事項

4 その他(運営に関する基準関係)

①利用開始にかかる手続(運営規程・重要事項説明書・利用契約書等の交付)

<具体的な指摘事項(つづき)>

- ・記載内容が古い状態のままで更新していない
(営業日・時間、法律名、条例名等)
- ・運営規程のみを掲示している(掲示すべき内容が不足)
- ・事業所の見やすい場所へ掲示していない。
※掲示が必要な書類は40ページにて案内あり
- ・自動更新の場合は、利用者と定期的に支給決定期間及び契約内容等について確認を行うことが望ましい。

※利用契約を締結していても、支給決定有効期間前のサービス提供にかかる介護給付費等は請求できないので、注意すること。

実地指導で指摘の多い事項

4 その他(運営に関する基準関係)

②利用開始にかかる手続き(受給者証への必要事項記載、契約内容報告書の提出)

利用契約締結後は、受給者証に受給者証記載事項(事業者及び事業所名、サービスの内容、契約支給量、契約日等の必要な事項)を記載すること。また、市町村に対しては、契約内容報告書の提出を行うこと。

<具体的な指摘事項>

- ・受給者証へ必要事項の記載が行われていない。一部項目の漏れ。
(事業者名または事業所名のどちらかしか記載されていない。)
- ・受給者証の写しが保管されていない。(事業所記載欄の確認できない)
- ・契約内容報告書の支給決定を行った市区町村への提出が行われていない。

※契約内容報告書は、**本市ホームページ掲載の様式**を使用すること。

※契約内容報告書は、**支給決定を行った区役所福祉課**に提出すること。

※利用契約の終了の際には、利用者と意思確認を行ったのち、当初取り交わした利用契約書に従い、適切に終了の手続きを行うこと。(契約終了の場合も契約内容報告書の提出は必要)

実地指導で指摘の多い事項

4 その他(運営に関する基準関係)

③支援記録(サービス提供の記録)について

サービス提供日時、内容その他必要な事項をサービス提供の都度記録すること。
また、サービスを提供したことについて利用者から確認を受けること。

- ・個別支援計画に基づいた支援の記録を作成すること。(個別支援計画において設定した目標の達成度及び目標達成に向けた支援の内容も併せて記載をすること。)
- ・支援の記録の内容は、利用者の心身の状況、利用者への指導、助言、相談対応等の具体的な支援内容及び給付費の算定に係る提供状況(該当する加算等に必要な事項)を記録すること。
- ・支援の記録は、サービス提供の都度(利用した日ごと)記録すること。
- ・支援の記録は、サービスの種類ごとに記録すること。

実地指導で指摘の多い事項

4 その他(運営に関する基準関係)

③支援記録(サービス提供の記録)について

<具体的な指摘事項>

- ・支援記録を記載していない、または作業内容や「特変なし」との記載のみ。
- ・利用者からの確認印等がない。
- ・障害者支援施設における日中活動(生活介護等)は利用日ごとの記載だが、夜間支援の施設入所支援は利用日ごとの記載となっていない。また、支援記録においてサービスの種類ごとに分けられていない。

実地指導で指摘の多い事項

4 その他(運営に関する基準)

④利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲

利用者に支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を増進させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限られる。

金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、同意を得なければならない。

<具体的な指摘事項>

- ・利用者へ負担させる費用として認められないもの(敷金、礼金、火災保険料、保証会社契約金、管理費、共益費、清掃費等)を負担させている。
- ・光熱水費を月額定額制で徴収しているが、定期的な精算の未実施。
- ・運営規程に記載されていない費用を徴収している。
- ・曖昧な名目による費用の徴収または給付費対象の内容についての徴収を行っている

⇒費用の使途については、内訳・明細により明示できることが必要。

⇒給付費により提供されるべきサービスについて、利用者から別途負担を求めることはできない。

実地指導で指摘の多い事項

4 その他(運営に関する基準)

④利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲

※利用者から徴収する費用は、運営規程や重要事項説明書に明記すること

<参考通知>

- ・ 平成26年1月29日集団指導資料
- ・ 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
(平成18年12月6日 厚生労働省通知)
- ・ 「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」
(平成24年3月30日 厚生労働省通知)

実地指導で指摘の多い事項

3 その他(運営に関する基準)

⑤介護給付費(訓練等給付費)にかかる利用者への通知

法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費(訓練等給付費)の支給を受けた場合は、利用者に対し、介護給付費(訓練等給付費)の額を通知すること。本来、介護給付費(訓練等給付費)の受領者は利用者本人であるため、事業所が代理受領した金額は、毎月利用者へ知らせなければならない。

<具体的な指摘事項>

- ・ 介護給付費等の合計額のみで、詳細な内訳の記載がない。
- ・ 利用者負担がある者にしか通知を行っていない。
- ・ 通知した内容を事業所で保管していない。

実地指導で指摘の多い事項

3 その他(運営に関する基準)

⑥利用実績にかかる利用者への確認

サービス提供の記録について、サービスの提供にかかる適切な手続きを確保する観点から、利用者の確認を得なければならない。

<具体的な指摘事項>

- ・ 利用者に実績の確認を行っていない。(利用者確認印がない。)
- ・ 実績の確認を請求前ではなく、請求後に行っている。
- ・ A利用者の確認欄にB利用者が誤って確認印を押している。

実地指導で指摘の多い事項

3 その他(運営に関する基準)

⑦会計の区分

事業所ごとに経理を区分するとともに、各障害福祉サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分すること。

- ・指定事業所単位ごとに、当該事業所の経理を管理する必要がある

- ・さらに、当該事業所で複数のサービスを実施する場合、サービス種別ごとに会計を区分する必要がある

- ・同一法人で複数の事業所を運営する場合

- (例)・介護保険事業 と 障害福祉サービス事業
 - ・複数の就労系事業所間

- ・同一事業所で複数サービスを実施する場合

- (例)居宅介護 と 同行援護 、施設入所支援 と 生活介護
 - ⇒ 各事業単位での収支がわかるようにしておく

実地指導で指摘の多い事項

3 その他(運営に関する基準)

⑧事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。事故の状況及び事故に際してとった措置について記録すること。

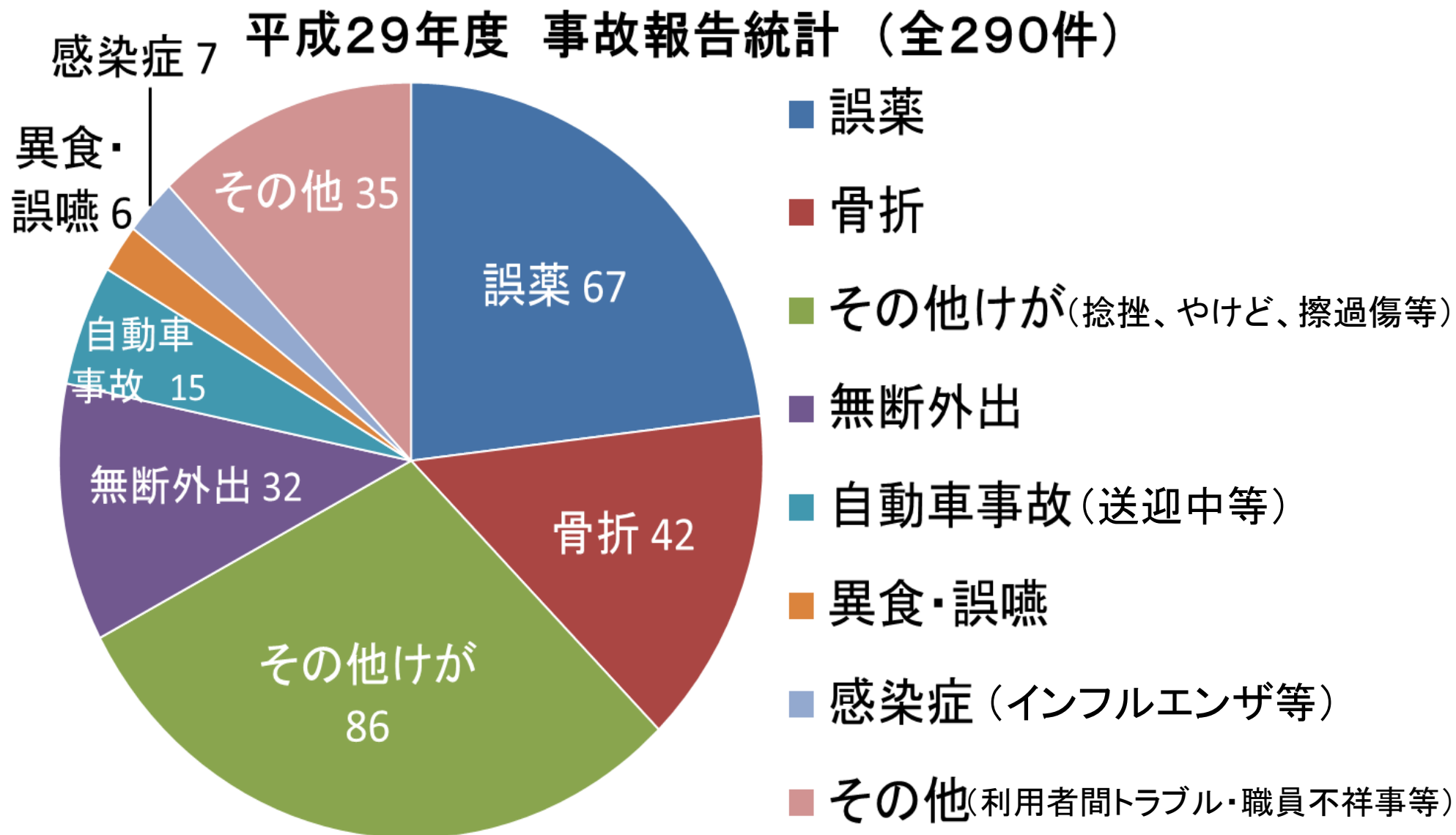
- ・病院受診を行った場合その他重大な事故が発生した場合は、速やかに以下のとおり各関係機関へ事故報告書を提出すること。
 - (1) 事業所指定を受けている本市
 - (2) 利用者が支給決定を受けている各市町村
 - (3) 利用者の家族 等
- ・サービス提供時間中に生じた事故に係る治療費等については、事業者が加入する保険の適用の要否を検討すること。
- ・報告すべき事故の内容として、送迎中の事故、誤薬(服薬漏れ)、感染症の発生、入所施設等の利用者の無断外泊、職員の不祥事、その他事件等を含む。

<具体的な指摘事項>

- ・事故報告書の本市への未提出、遅滞。
- ・事故に関する記録の未作成。

実地指導で指摘の多い事項

3 その他(運営に関する基準)



実地指導で指摘の多い事項

3 その他(運営に関する基準)

⑨掲示(事業所内に掲示が必要なもの)

事業所の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

- (1) 事業所指定にかかる指令書
- (2) 運営規程
- (3) 重要事項説明書
- (4) 従業員の勤務体制
(職員配置等が記載されている重要事項説明書でも可)
- (5) 相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数
(相談支援事業所の場合)
- (6) その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められるその他重要事項

＜具体的な指摘事項＞

- ・ 事業所指定にかかる指令書の掲示がない。
- ・ 運営規程、重要事項説明書、従業員の勤務体制の掲示がない。

実地指導で指摘の多い事項(加算関係)

1 支援等の内容を記録に残すことが要件となっている加算

(例) 緊急時対応加算、欠席時対応加算、
入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、
帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、
障がい福祉サービスの体験利用支援加算、
緊急短期入所受入加算、入院・外泊時加算、
関係機関連携加算、リハビリテーション加算 等

「その他、該当する加算は
事業所でも確認すること！」

⇒ **相談援助の記録**、支援した内容等について
必ず記録に残しておくこと

記録がない場合、加算要件不充足

実地指導で指摘の多い事項(加算関係)

2 個別支援計画等への位置づけが要件となっている加算

(例) 訪問支援特別加算、入院・外泊時加算(Ⅱ)

入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、

帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、

日中支援加算(Ⅰ、Ⅱ)、夜間支援等体制加算(Ⅰ)

リハビリテーション加算、栄養マネジメント加算、

経口移行加算、経口維持加算、

施設外就労加算、移行準備支援体制加算 等

この他、該当する加算は
事業所でも確認すること！

⇒ **個別支援計画等に、あらかじめ**当該支援について
定めておくこと(支援の目標や内容等を記載する)

計画への記載がない場合、加算要件不充足

実地指導で指摘の多い事項（加算関係）

3 その他（請求事務にかかる全般的な指摘）

＜具体的な指摘事例＞

- ・サービス提供に関する実績記録の整備ができていない。
- ・サービス提供に関する実績記録において、サービス提供がない欄にも利用者印がある。（予め押印だけしていることが疑われる）
- ・利用者の確認印がなかったり、支援時間や支援内容の記載がないため、サービス提供の有無がわからない。
- ・請求書の「開始時刻」「終了時刻」と実際の支援時間が合致していない。
- ・支援記録では外泊となっているが、請求を行っている。（居住系）
- ・加算については、報酬告示と留意事項で要件を十分確認のうえ請求すること。（本市へ届出が必要な加算等に関しては遅滞なく届出ること。）

その他各サービスごとの加算に関する注意点は別途あり！

実地指導で指摘の多い事項(加算関係)

4 処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善加算は、障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもの。

<具体的な不適切事例>

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算を、対象職種の者以外にも支給している。
⇒福祉・介護職員処遇改善加算は、直接処遇職員を対象としたものであり、管理者やサービス管理責任者は対象外。(ただし、福祉・介護職員処遇改善特別加算は、加算の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職以外の従業者の賃金改善に充てることも可)
- ・ キャリアパス要件Ⅰは、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について、就業規則等において定めていることが要件であるが、明確な根拠規定が整備されていない。
⇒キャリアパスを設けることで、法人内での育成を行い、職員の定着までつなげることを目的としたもの。

まとめ

◆指定基準および報酬告示の遵守は、 事業者の責務です

日頃から指定基準の内容を十分確認のうえ、
運営を行うようにしてください。

- ・国の指定基準及び解釈通知、
熊本市指定基準条例を今一度熟読すること
- ・報酬告示、留意事項通知、その他各種通知を
今一度熟読すること

まとめ

◆報酬請求は、算定要件を十分確認のうえ 行ってください

- ・報酬告示、留意事項通知等を十分読み、
報酬・加算の要件を確認する
- ・請求根拠となる書類等の整備を確実に行う
(加算要件等を充足していることについて
常に明示できるようにしておく)
- 実地指導の結果、多くの事業所で報酬の算定誤り、過
誤調整(返還)の必要性が生じています
- 不正請求は、金額の多寡に拠らず指定取消事由となり
ます

まとめ

H30年4月より、指定基準・報酬基準の改正が行われてました。

この機会に、管理者・サービス管理(提供)責任者を中心に、職員みなさまも一緒に、

改めてセルフチェックをお願いいたします！

【4】

介護給付費等の 請求にかかる注意点

請求時の注意点

1 給付費請求における受給者証の確認の徹底

給付費の請求にあたっては、必ず、受給者証の内容に変更がないか利用者に確認を行うこと。（支給量や利用者負担上限月額等）

- ・ 受給者証の内容＝支給決定内容に変更があった場合には、利用者の了承を得て受給者証の写しを事業所で管理すること。
- ・ 請求に当たっては、サービス提供月に係る受給者証を確認すること。

＜給付費の市町村審査（請求審査）にて返戻とする事例＞

- ・ 障害支援区分、利用者負担上限額、支給量等に変更があったにもかかわらず、変更前の受給者証情報をもとに請求を行った。

請求時の注意点

2 支援記録の確認の徹底

毎日の支援について、支援の記録及びその管理を適切に行うこと。

- ・複数の事業所を利用している利用者もいることから、各事業所で時間等を重複請求することがないように、正確にサービス提供の都度記録しておくこと。
- ・請求前にサービス提供の記録について利用者本人の承認を得ること。
- ・請求時に、支援記録等をもう一度確認の上、実績を入力すること。

＜給付費の市町村審査（請求審査）にて返戻とする事例＞

- ・支援記録の確認誤り等により、他事業所と利用日・時間が重複した請求。
- ・複数の事業所を利用している場合、各事業所の合計支給量が利用者の決定支給量を超えて請求した（サービス提供の記録について未確認）

請求時の注意点

3 利用者負担上限月額管理事務

利用者負担上限月額が認定されている利用者が複数の事業所を利用する場合、利用者は、負担上限月額まで負担することで足りる。上限額管理事業所となった場合、適切に、利用者負担上限額管理事務を行うこと。

- ・ 上限額管理事業所となるためには、支給決定者より、「利用者負担上限月額管理事務依頼(変更)届出書」の区役所福祉課への届出が必要であるため、必要に応じて、事業所からも手続きを促すこと。(届出には受給者証も添えることが必要。受給者証に上限管理事業所名の記載が必要。)
- ・ 上限額管理事業所以外の事業所は、上限額管理事業所へ利用者の総費用額等を報告し、上限額管理に協力すること。

請求時の注意点

3 利用者負担上限月額管理事務

＜給付費の市町村審査(請求審査)にて返戻とする事例＞

- ・上限額管理事業所の届出が未提出
- ・上限額管理事業所の変更にかかる届出が未提出
- ・上限管理事務が適切に行えていない(負担上限月額を超過している)
- ・上限額管理事業所より上限管理結果票が未提出
- ・1事業所のみ利用で上限額管理の必要性がないのに、上限額管理加算を算定している。

以下、同一世帯で複数児童が利用する場合の上限管理については、入所系・日中活動系サービスの事業所様の請求には、直接関係はありませんが、情報提供です。

請求時の注意点

※これまでの運用と変更※

4 利用者負担上限月額管理事務(同一世帯で複数児童が利用する場合)

同一世帯に障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合、同一支給決定保護者について1つの利用者負担上限月額の適用される。つまり、世帯での上限額管理事務を行う必要がある。

【国の制度の考え方】

①上限月額管理事務とは、同一月において複数の事業所を利用した場合に、利用者負担額が上限月額を超えないように調整するもの。

②同一世帯に障害児通所支援を利用する児童が複数いる場合も、保護者を通じて把握できることから、負担上限額の管理を行う。



・例えば、同一世帯で、利用者負担上限月額が4600円の児童が2人障害児通所支援を利用している場合、世帯で4600円までの利用者負担額でよい。

・障害福祉サービス、障害児通所支援、介護保険のサービス等複数の制度を利用し、同一世帯での上限管理事務が難しい場合には、償還払いを行うこととされている。

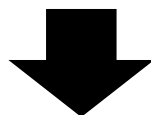
請求時の注意点

※これまでの運用と変更※

4 利用者負担上限月額管理事務(同一世帯で複数児童が利用する場合)

【本市の独自助成(自治体助成)の考え方】

- ・本市はこれまで、本市独自助成(自治体助成2分の1)を実施しており、児童1人ひとりに対しての上限額管理および本市独自助成の請求を実施していた。
- ・今般、助成率を2分の1から4分の1に見直したことにより、世帯に複数児童がいる場合、自治体助成後の実質的な利用者負担額が上限月額を超過するため、償還払いまでの期間、利用者に一時的に負担をお願いすることとなってしまう。(55ページ、4-①参照)
- ・また、本市の独自助成を行っても上限月額を超える場合は、独自助成を適用しないことがある。(58ページ、4-④参照)



・これらの理由により、今後は、請求時に、世帯での利用者負担上限額の管理を実施し、給付費、利用者負担額および自治体助成分請求額の請求をするよう変更する。(平成30年10月受付分より)

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

4 利用者負担上限月額管理事務(同一世帯で複数児童が利用する場合) ①上限額管理について、H29年度以前とH30年度以降の比較

【例】2人兄弟が障害児通所支援を利用した場合(負担上限月額:4,600円)

●平成29年度まで

(本市自治体助成額は利用者負担の2分の1の額)

長男の請求明細書

総費用額	10万円
1割相当額	1万円
利用者負担額	4,600円
自治体助成額	2,300円

次男の請求明細書

総費用額	10万円
1割相当額	1万円
利用者負担額	4,600円
自治体助成額	2,300円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 2,300円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 2,300円

世帯合計利用者負担額
4,600円

償還額: 4,600円 - 4,600円 = 0円
(世帯合計利用者負担額) - (利用者負担上限月額) ↑償還なし

●平成30年度以降

(本市自治体助成額は利用者負担の4分の1の額)

長男の請求明細書

総費用額	10万円
1割相当額	1万円
利用者負担額	4,600円
自治体助成額	1,150円

次男の請求明細書

総費用額	10万円
1割相当額	1万円
利用者負担額	4,600円
自治体助成額	1,150円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 3,450円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 3,450円

世帯合計利用者負担額
6,900円

償還額: 6,900円 - 4,600円 = 2,300円
(世帯合計利用者負担額) - (利用者負担上限月額) ↑償還あり

償還を発生させないため、**世帯の上限月額を適用し、利用者負担額を世帯で4600円までとする。**
この時、自治体助成は0円(2人にそれぞれ自治体助成をするよりも利用者負担額は少ないため)

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

4 利用者負担上限月額管理事務(同一世帯で複数児童が利用する場合) ②1人で複数事業所を利用するパターン(従来の考え方)

・世帯内に障害児通所支援を利用している児童が1人で、その児童が複数事業所を利用している場合、従来どおり、複数の事業所の利用者負担額について、上限管理事務を行う

【例】世帯で障害児通所支援を利用する児童が1人で、複数事業所を利用した場合
(負担上限月額: 4, 600円)

●平成30年度以降

(本市自治体助成額は利用者負担の4分の1の額)

A事業所の請求明細書

総費用額 3万円

1割相当額 3, 000円

利用者負担額 3, 000円

自治体助成額 750円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 2, 250円

B事業所の請求明細書

総費用額 2万円

1割相当額 2, 000円

利用者負担額 1, 600円

自治体助成額 400円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 1, 200円

世帯合計利用者負担額

3, 450円

実質的な利用者負担額と利用者負担上限月額の関係

3, 450円 < 4, 600円
(世帯合計利用者負担額) (利用者負担上限月額)

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

4 利用者負担上限月額管理事務(同一世帯で複数児童が利用する場合) ③世帯での上限管理を実施し、自治体助成が発生するパターン

・利用日数等により、それぞれの利用者負担額から自治体助成額を引いた実質的な利用者負担額の合計が負担上限月額に達しない場合は、自治体助成は発生する。

【例】2人兄弟が障害児通所支援を利用した場合(負担上限月額: 4, 600円)

●平成30年度以降

(本市自治体助成額は利用者負担の4分の1の額)

長男の請求明細書

総費用額	2万円
1割相当額	2, 000円
利用者負担額	2, 000円
自治体助成額	500円

次男の請求明細書

総費用額	2万円
1割相当額	2, 000円
利用者負担額	2, 000円
自治体助成額	500円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 1, 500円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 1, 500円

世帯合計利用者負担額
3, 000円

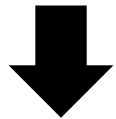
実質的な利用者負担額と利用者負担上限月額の関係

3, 000円 < 4, 600円
(世帯合計利用者負担額) (利用者負担上限月額)

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

4 利用者負担上限月額管理事務(同一世帯で複数児童が利用する場合) ④世帯での上限管理を実施し、自治体助成が発生しないパターン

- ・世帯の上限月額を適用し、利用者負担額を世帯で4600円とする。
- ・2人にそれぞれ利用者負担および自治体助成をするよりも、世帯で上限月額を適用した方が実質的な利用者負担額は少ないため、自治体助成額は0円



独自助成の有無等については、
計算シートをご活用下さい！

【例】2人兄弟が障害児通所支援を利用した場合(負担上限月額: 4, 600円)

●平成30年度以降

(本市自治体助成額は利用者負担の4分の1の額)

長男の請求明細書

総費用額 10万円
1割相当額 1万円

利用者負担額 4, 600円
自治体助成額 0円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 4, 600円

次男の請求明細書

総費用額 10万円
1割相当額 1万円

利用者負担額 0円
自治体助成額 0円

最終利用者負担額
(自治体助成額を引いた
実質的な負担額) 0円

世帯合計利用者負担額
4, 600円

実質的な利用者負担額と利用者負担上限月額の関係

4, 600円 = 4, 600円
(世帯合計利用者負担額) (利用者負担上限月額)

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

4 利用者負担上限月額管理事務(同一世帯で複数児童が利用する場合)

【計算シートの紹介】

- ・自治体助成額の発生有無、発生金額等を計算する計算シートをご用意します。(多子軽減の計算シートに類似のもの)
- ・平成30年9月中にホームページに掲載予定です。
- ・掲載時、メール等で改めて周知します。

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

長男の請求明細書

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

市町村番号	4	3	1	0	0	1
助成自治体番号	4	3	1	0	0	1

平成	3	0	年	0	8	月	分
----	---	---	---	---	---	---	---

受給者証番号	5	0	1	2	3	4	5	6	7	8
支給決定障害者等氏名	熊本 太郎									
支給決定に係る障害児氏名	熊本 一郎									

請求事業者	指定事業所番号	4	3	5	0	1	9	9	9	9	9
	事業者及びその事業所の名称	ひごまる 放課後等デイサービス事業所									
	地域	上限額管理事業所の届出が必要									

利用者負担上限月額 ①		4	6	0	0
-------------	--	---	---	---	---

利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	4	3	5	0	1	9	9	9	9	管理結果	1	管理結果額		4	6	0	0
	事業所名称	ひごまる 放課後等デイサービス事業所																

中略

請求額集計欄	サービス種類コード	6	3	放課後等デイ																合計
	サービス利用日数	1	5	日																
	給付単位数		1	0	0	0	0													
	単位数単価	1	0	0	0	円/単位				円/単位				円/単位						
	総費用額	1	0	0	0	0	0													
	給付率に基づく		1	0	0	0	0													
	1割相当額		1	0	0	0	0													
	利用者負担額②		1	0	0	0	0													
	上限月額調整(①②の内少ない数)			4	6	0	0													
	調整後利用者負担額						0													
	上限額管理後利用者負担額						0													
	決定利用者負担額			4	6	0	0													
請求額	給付費		9	5	4	0	0													
	特別対策費																			
	自治体助成分請求額						0													

世帯での利用者負担月額を適用することで、2人にそれぞれ自治体助成をするよりも利用者負担額は少ないため、自治体助成分請求額は0円

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

次男の請求明細書

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

市町村番号	4	3	1	0	0	1
助成自治体番号	4	3	1	0	0	1

平成	3	0	年	0	8	月分
----	---	---	---	---	---	----

受給者証番号	5	0	9	1	2	3	4	4	6	7
支給決定障害者等氏名	熊本 太郎									
支給決定に係る障害児氏名	熊本 二郎									

指定事業所番号	4	3	5	0	1	9	9	9	9	9
事業者及びその事業所の名称	ひごまる 放課後等デイサービス事業所									
地域	上限額管理事業所の届出が必要									

利用者負担上限月額 ①		4	6	0	0
-------------	--	---	---	---	---

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	4	3	5	0	1	9	9	9	9	9	管理結果	1	管理結果額					0
	事業所名称	ひごまる 放課後等デイサービス事業所																	

中略

請求額集計欄	サービス種類コード	6	3	放課後等デイ															
	サービス利用日数	1	5	日															
	給付単位数		1	0	0	0	0												
	単位数単価	1	0	0	0	円/単位				円/単位				円/単位					
	総費用額	1	0	0	0	0	0												
	給付率に基づく	1	割相当額		1	0	0	0	0										
		利用者負担額②		1	0	0	0	0											
	上限月額調整(①②の内少ない数)			4	6	0	0												
	調整後利用者負担額						0												
	上限額管理後利用者負担額						0												
	決定利用者負担額						0												
	請求額	給付費		9	5	4	0	0											
		特別対策費																	
	自治体助成分請求額						0												

長男で世帯の利用者負担上限月額を超過しているため、**上限管理の結果、次男の利用者負担額は0円**

長男で世帯の利用者負担上限月額を超過しているため、**上限管理の結果、次男の利用者負担額は0円**

利用者負担額は0円なので、**自治体助成も0円**

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

利用者負担上限額管理結果票(複数児童用)

平成 30 年 08 月分

市町村番号	4	3	1	0	0	1
	支給決定障害者等 氏 名					
	熊本 太郎					
	熊本 一郎					
支 障 害 見 込 氏 名	熊本 二郎					
	501234567					
	5091234567					

指定事業所番号	4	3	5	0	1	9	9	9	9
管 理 事 業 者 ひごまる 放課後等デイサー ビズ事業所 の名称									

利用者負担上限月額	4	6	0	0
-----------	---	---	---	---

利用者負担上限額管理結果	1
--------------	---

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

項番	1	2	3	4
事業所番号	435019999	435019999		
事業所名称	ひごまる 放課後等 デイサービス事業所	ひごまる 放課後等 デイサービス事業所		
総費用額	1 0 0 0 0 0	1 0 0 0 0 0		
利用者負担額	4 6 0 0	4 6 0 0		
管理結果後利用者負担額	4 6 0 0	0		
受給者番号	5012345678	5091234567		
障害児氏名	熊本 一郎	熊本 二郎		

[illegible]

上記内容について確認しました。
平成30年 9月 3日

支給決定障害者等氏名 熊本 太郎

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

4 利用者負担上限月額管理事務 (同一世帯で複数児童が利用する場合)

【依頼事項】

- ①同一世帯の複数児童の上限管理の実施時期は、平成30年10月受付分から行います。
- ②平成30年7月～9月までに、同一世帯での兄弟姉妹の把握をお願いします。(特に、異なる事業所利用の場合等)
- ③同一世帯で複数児童がいる場合で、上限管理事業所を設定していない世帯については、上限管理事業所の届出をお願いします。

請求時の注意点 ※これまでの運用と変更※

4 利用者負担上限月額管理事務 (同一世帯で複数児童が利用する場合)

【注意点】

- ・同一人で障害福祉サービスと障害児通所支援を利用している場合は、これまでどおり、それぞれの受給者番号ごとに上限管理をする。世帯合算後、上限月額を超過する場合は、高額障害福祉サービス等で償還払いを行う。
- ・同一世帯に障害福祉サービスを利用している者がいる場合は、これまでどおり、1人ずつの上限管理とする。(例：兄は居宅介護、弟は放課後等デイサービスを利用している 等)

(参考)本市利用者負担軽減制度(自治体助成)の見直しについて

・平成30年4月サービス提供分以降の自治体助成の区分は以下のとおり

○障がい者について

				市助成後の実質的な負担上限月額	
	区分	世帯の収入状況	国の負担 上限月額	現制度 (市1/2)	新制度
	生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	
	低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
①	一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)又は共同生活援助利用者を除く	9,300円	4,650円	6,975円 (1/4助成)
②	一般2	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)又は共同生活援助利用者に限る	37,200円	18,600円	27,900円 (1/4助成)
③	一般2	市町村民税課税世帯に属する者のうち、①又は②に該当しない者	37,200円	18,600円	37,200円 (助成廃止)

○障がい児について

				現制度 (市1/2)		新制度
	区分	世帯の収入状況		国の負担 上限月額		
	生活保護	生活保護受給世帯		0円	0円	
	低所得	市町村民税非課税世帯		0円	0円	
④	一般1	市町村民税課税世帯 (所得割額28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円	2,300円	3,450円 (1/4助成)
			入所施設利用の場合	9,300円	4,650円	6,975円 (1/4助成)
⑤	一般2	上記以外		37,200円	37,200円	37,200円 (助成廃止)

【5】

業務管理体制の整備に 関する届出

平成24年4月1日障害者自立支援法改正



全ての障害者(児)施設・事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届出ることとされた。

※業務管理体制

不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るために事業者が整備する体制。指定事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理が前提。

業務管理体制の整備基準(施行規則第34条の27)

- ①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(法令遵守責任者)の選任
- ②業務が法令に適合することを確保するための規程の整備
- ③業務執行状況の定期的な監査の実施

○指定事業所数(施設含む)が1以上20未満の事業者 ①のみ

○指定事業所数20以上100未満 ①及び②

○指定事業所数100以上 ①②及び③

※多機能型等の場合サービス種別毎に1事業所とカウントする。

例①生活介護と自立訓練(生活訓練)と就労継続支援B型の多機能型事業所の場合→指定事業所数は3

例②同一の事業所で居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合→指定事業所数は2

- **法令遵守責任者**の要件については、何らかの資格等を求めるものではないが、障害者総合支援法及び法に基づく命令の内容に精通し、**内部の法令順守を確保できる者**を想定（代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではない）。
- 法令遵守規程は、従業者等に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要あり（チェックリストに類するものを作成する必要はなし）。

※日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者等の実態に即したものでよい。

未提出の事業者におかれましては、速やかに届出をお願いします。

なお、届出済みの事業者も、主たる事務所の所在地、代表者氏名、法令遵守責任者の氏名等に**変更が生じた場合は、変更届出が必要**となります。（第3号様式又は第4号様式）

届出先

○熊本市役所 障がい保健福祉課
〒860-8601(住所記載不要)

※封筒に、「業務管理体制整備届出書 在中」と記載してください。

※事業所等が熊本県内のみに所在する(市外にも事業所がある)事業所は以下の提出先に提出

〒862-8570(住所記載不要) 熊本県庁 障害者支援課

※事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は以下の提出先に提出

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称

代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

1 届出の内容										
(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係（整備）										
(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係（区分の変更）										
2 事業者	フリガナ									
	名称又は氏名									
	住 所 (主たる事務所の所在地)		(郵便番号 ー) 都 道 都 市 府 県 区 (ビルの名称等)							
	連 絡 先		電話番号		FAX番号					
	法人の種類別 代表者の職名・氏名・生年月日		職名	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日				
3 事業所名称等 及び所在地	事業所名称		設立年月日	事業所番号	サービス種類	所 在 地 (国・都道府県)				
	計 画 所									
4 障害者総合支援法上の該当する条文 (事業者の区分)	(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)									
	(2) 法第51条の31 (指定相談支援事業者)									
5 障害者総合支援法 施行規則第34条の 28及び第34条の62 第1項第2号から第4 号に基づく届出事項	第2号		法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)				生年月日			
	第3号		業務が法令に適合することを確保するための規程の概要							
	第4号		業務執行の状況の監査の方法の概要							
6 区分変更	区分変更前の行政機関名称、担当部（局）課									
	事業者（法人）番号									
	区分変更の理由									
	区分変更後の行政機関名称、担当部（局）課									
区 分 変 更 日		年 月 日								

【6】

防犯、防災体制等

防犯体制について

- 平成28年7月26日、神奈川県相模原市の障害者支援施設において多数の入所者が殺傷される事件が発生



- 事件発生を受け、警察本部・熊本県と連携し、防犯講習会開催（平成28年9月12日）。
- 各事業所において適切なリスクマネジメントを行い、入所者等の安全確保に万全を期していただきたい。
- 事件や事故発生時は迅速かつ適切な措置を実施するとともに、市への報告をお願いする。

防犯体制について

【求められる防犯対策】

- ・日中及び夜間における緊急時の対応体制を構築するとともに、施錠などの防犯措置の徹底
- ・日頃から警察関係機関との連携体制構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること
- ・入居者等の家族やボランティア、地域住民等との連携体制の強化
- ・緊急時の対応訓練の実施

防災体制について

- 平成28年熊本地震（4月14日及び16日未明発生）による被害
- 平成28年8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生（岩手県の認知症高齢者グループホームで多数の犠牲者）
- 平成30年1月31日、札幌市内の高齢者等が多く入所する施設で火災発生。11名死亡。



各事業所等において今一度防災（防火含む）対策を再点検していただき、被害発生時は速やかに報告いただくようお願いする。

防災体制について

【求められる防災対策】

- ・非常災害対策計画の策定
- ・避難訓練の実施

いずれも火災・地震に関する計画に加え、今般風水害による甚大な被害が生じたことを踏まえ、風水害・土砂災害の場合を含む起こりうる災害に網羅的に対応できているかを確認すること。

防災体制について

【指定基準について】

- ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。
- ・非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

【7】

障害者虐待防止法

1. 法施行までの経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行

- * 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

2. 障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

目 的

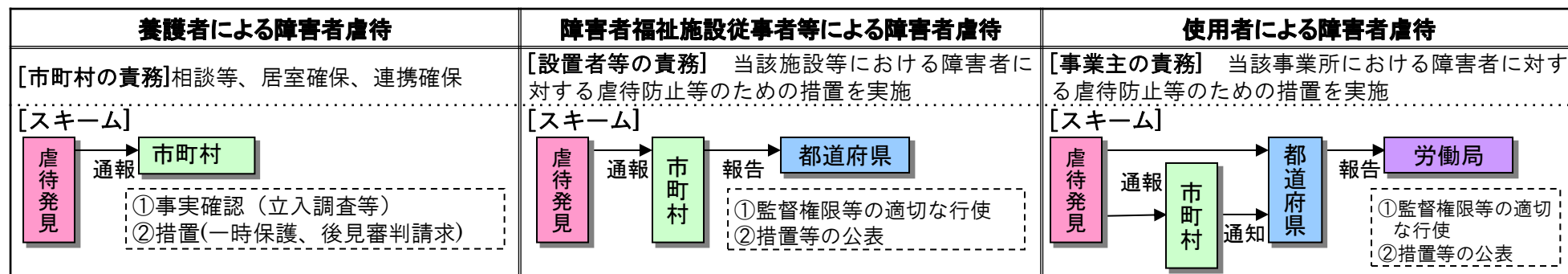
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定 義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は次の5つ。(具体的要件は虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

定義（虐待） ①身体的虐待

- 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

<具体例>

- ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・つねる
- ・無理やり食べ物を口の中に入れる ・やけどや痣の
できる暴行等々
- ・正当な理由のない身体拘束

定義（虐待） ②性的虐待

- 障害者にわいせつな行為をすること、または障害者をしてわいせつな行為をさせること

<具体例>

性交、性器への接触、性的行為の強要、裸にする、裸の写真を撮る、キスする、わいせつな言葉や会話、わいせつな映像を見せる

＊心理的に抵抗できないことがあることに注意

定義（虐待） ③心理的虐待

- 障害者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心的外傷を与える言動

<具体例>

馬鹿、アホなどの侮辱する言葉、怒鳴る、ののしる、子ども扱い、意図的な無視、仲間外れにする、人格をおとしめるような扱いをする、罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」と脅す等

※「脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること」に該当すれば、すべて虐待である

定義（虐待） ④放棄・放置

■ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置

⇒ 食事、排泄、洗濯、入浴等の身辺の世話や介助をしない、必要な医療・福祉サービスを受けさせないこと等によって、障害者の身体・健康状態を悪化させる等、養護を著しく怠ること

■ 養護者以外の同居人、施設の他の利用者、他の労働者による身体的、性的、心理的虐待の放置等養護すべき義務を怠る

⇒ 見て見ぬふりも虐待となりうる

定義（虐待） ⑤経済的虐待

- 障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること（障害者の親族を含む）

<具体例>

1. 年金や賃金を渡さない
2. 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
3. お金を渡さない、使わせない
4. 本人の同意なしに財産を施設等に寄付させる

正当な理由のない身体拘束は虐待である（１）

身体拘束のルール

- ・必要のない身体拘束は「虐待」

⇒「利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」障害者総合福祉法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（３９条）

- ・必要性はどう判断されるのか

①行動支援計画（個別支援計画）を作る

②身体拘束した場合の記録

③本人及び家族への説明

④記録の保管、行政への提出 ⇒ **「組織」で判断**

正当な理由のない身体拘束は虐待である（２）

（身体拘束実施の３要件）

- 切迫性、非代替性、一時性の３要件すべてを満たすこと
- ３要件すべてに当てはまる場合でも、慎重な対応が必要

切迫性

- 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

身体拘束を行うことで本人の日常生活に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いか否かを確認したのか

非代替性

- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

複数のスタッフで確認したのか。拘束方法は、利用者本人の状態像などに応じて最も制限の少ない方法を検討したのか

一時性

- 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束その他の行動制限が、本人の状態像などに応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したのか

身体拘束の解消に向けた取り組みの徹底

身体拘束に関する指定基準について

- ア 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
- イ 身体拘束等を行う場合は、態様、時間、利用者の状況、理由などを記録しなければならない。
- ウ やむを得ず身体拘束等を行った場合は、本市及び利用者の家族等へ連絡しなければならない。（ウのみ本市の独自基準）
- ⇒ なお、個別支援計画に規定した身体拘束等については、本市及び利用者の家族等への連絡は不要である。
- ⇒ ただし、個別支援計画に規定した以外の態様の身体拘束等については、本市及び利用者の家族等への連絡は必要である。

やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きについて

本人からのアセスメント
家族からの聞き取り 等

日常の支援

やむを得ず身体拘束等を行う必要性を確認

個別支援計画の作成会議（組織による決定）

本人及びその家族等への説明・同意

個別支援計画に基づく支援

虐待の早期発見と通報

- 虐待を発見した者の通報義務（7条1項、16条1項、22条1項）

⇒ 虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない（通報義務がある）

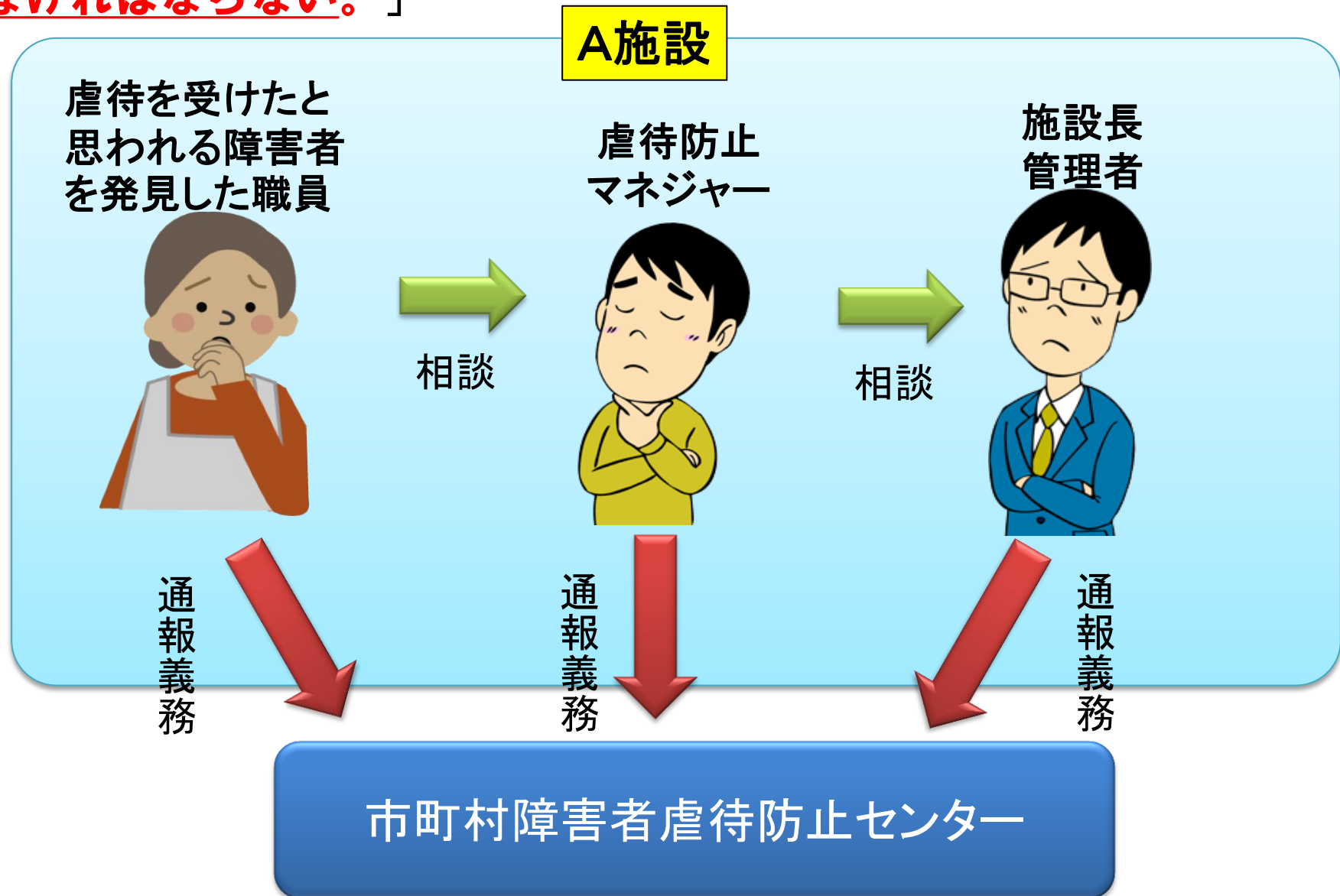
- 通報先 市町村（または都道府県）

⇒市町村障害者虐待防止センター（32条）

- 早期発見に努める義務（6条）

通報義務の開始

「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない。」



通報等による不利益取扱いの禁止（１）

■ 16条3項（施設従事者等による虐待）、22条3項（使用者による虐待）

刑法等の守秘義務規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない

⇒ 虚偽・過失を除くとされているが、「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者」に通報義務が課せられていることから、虐待があると考えたことに一応の合理性があれば「過失」はない

通報等による不利益取扱いの禁止（２）

■ 16条4項、22条4項（内部通報者の不利益取扱いの禁止）

障害者福祉施設従事者等及び労働者は、通報等を行ったことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない

⇒解雇のみならず、降格、減給等の処分も含まれる

※施設内（職場内）の閉ざされた環境での虐待を知りうる立場にある従事者等（労働者）による、早期発見・早期対応が極めて重要

3. 深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底



障害者施設の理事長談「暴力や暴言があったことは知らなかった。」

⇒ **虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄**



- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

虐待事例

事例 1) 支援員の A さんは、利用者が作業中に居眠りをした際、激しく叱責し、立たせたまま作業をさせた。利用者が座ろうとすると、再び「座るな」等と激しく叱責した。

虐待です。見た職員は速やかに市町村（虐待防止センター）に通報するか、管理者もしくは虐待防止マネージャーに報告する必要があります。

虐待と認定される案件です。

なぜ、居眠りへの対応が「叱責と立たせたままの作業」になるのか。支援方法の検討はしているのか。他支援員はどのような支援をしているのか。個別支援計画はどのように作成されているかなど、支援員 A さんの問題としてだけ取り上げるのではなく、事業所としての対応方法にも問題が認められるものです。市町村又は虐待防止委員会での徹底的な原因究明と今後の支援方法の検討が必要です。

虐待とは？

「保護される者」が「保護する者」により、身体的、心理的、経済的な不利益を被ること

(日本社会福祉士会「H28現場のための障害者虐待防止研修」資料より)

- ⇒ **被害者は虐待行為を拒めない立場**
- ⇒ **自覚がなくても、苦痛を感じたり生活上困難な立場に置かれている**

【9】

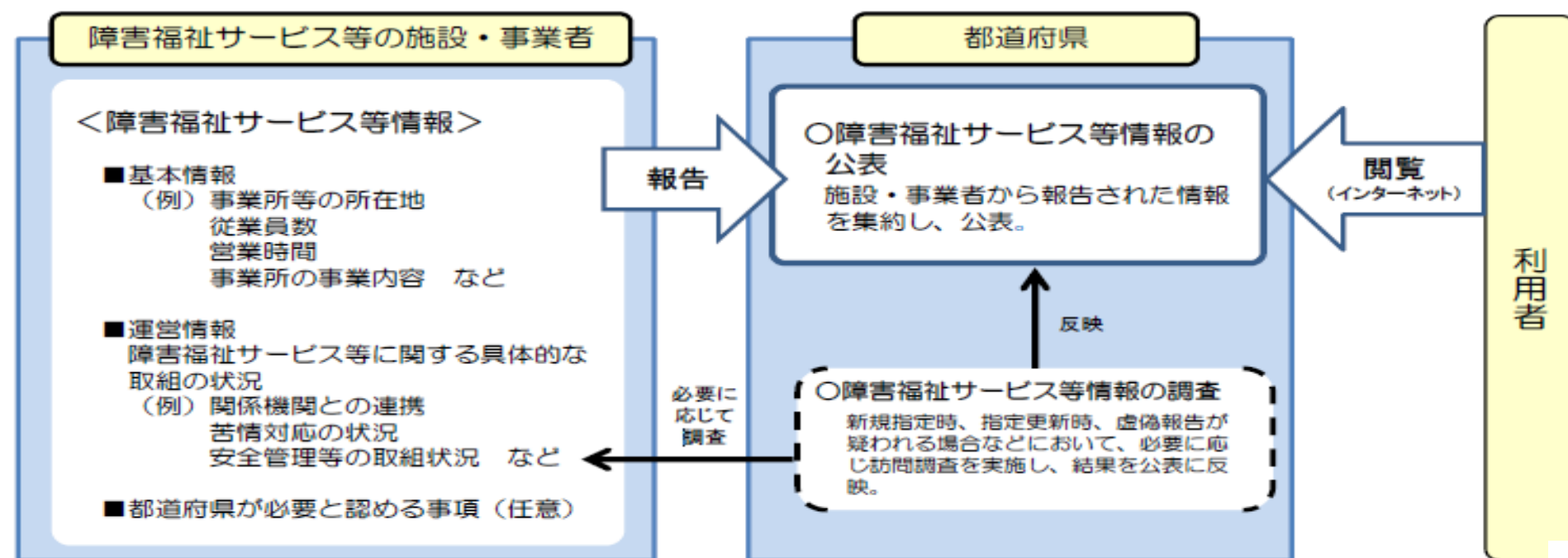
障害福祉サービス等 情報公表制度の施行

障害福祉サービス等情報公表制度

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



障害福祉サービス等情報公表制度

4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。
 - 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。
 - 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	○ サービスを提供する事業所等に関する事項 ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 ・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他（従業者の研修の状況等） など

障害福祉サービス等情報公表制度

<今後のスケジュールについて>

(1) 5月以降: システム運用開始並びに都道府県等(指定都市)及び事業者(法人等)へのID等の通知

- ・平成30年4月の制度施行と併せて、都道府県等及び各事業者(法人等)に対して、登録したメールアドレス宛てに、情報公表システムからID及びパスワードを送付(メール)。

(2) ~7月31日: 事業所の詳細情報の入力・報告

- ・事業者は、受領したID及びパスワードを用いて、情報公表システムにログインし、事業所の詳細情報を入力した上で、報告。

※平成30年4月1日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとしている事業者については、指定を受けた日から2ヶ月以内に報告。

障害福祉サービス等情報公表制度

(3)承認

- ・報告後、都道府県等で報告内容を確認し、承認。
(確認時、修正等必要に応じて差戻し等の処理を行う。)

(4)9月下旬:障害福祉サービス等情報の公表開始

- ・上記で報告した事項を市が確認後、情報公表システムに
公表依頼を行った事業所情報を、WAMNET上に公表。

※まだ報告いただいていない事業者におかれましては、速やかに報告いただきますようお願いします。

※マニュアル等は障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板に掲載

【10】

その他・事務連絡

事業所メールアドレスについて

①当課から事業所様宛の連絡・通知等は原則としてメールを使用しており、事業所において、アドレスを変更した場合は遅滞なくその旨連絡下さいますようお願いいたします。

(登録されたアドレスに送信したところ、宛先不明で返送されたケースが複数ありました。)

②また、日常において事業所様宛て受信メールのチェックをしてください。

質問票の活用について

- ①事業所の指定基準、報酬関係、請求関係に関する質問については、原則として、メールまたはFAXを活用して下さい。
- ②質問内容については、事業所において予め指定基準、報酬告示、その他関係通知等を熟読し、把握したうえでなお不明な点に限定して問合せを行って下さい。
- ③質問に対する回答は、当課で確認後、お電話等で回答します。質問内容によっては、回答までに時間を要する場合があります。
- ④電話での問合せまたは面談予約のないご来庁による問合せは、担当者が対応できない場合があります。
変更届等の提出と併せて、ご来庁頂いた際のお問合せ（面談の予約がない場合に限る）については、お断りする場合があります。

質問票の様式

熊本市障がい保健福祉課 自立支援班宛 質問票			
		質問日	年 月 日
事業所番号		事業所名	
担当者名		電話番号	
		F A X 番号	
メールアドレス			
質問内容	(項目)		
	(質問内容)		
	(質問に対する事業所様の見解)		
	(参考資料) 事業所様の見解の根拠とした参考資料がある場合は、ここに記入してください。		
	※例：障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編 熊本市□□□条例 第○条 厚労省通知 ○月○日付け 等		
(注) 1 質問は1枚につき1項目としてください。 2 色付きセル欄のみ記入してください。 3 回答までに2週間程度要する場合がございます。予めご了承下さい。			
(障がい保健福祉課 自立支援班：回答控え)			
確認欄	到達日	年 月 日	
	回答日	年 月 日	
	回答方法		
	回答内容		
担当	(回答者) 熊本市障がい保健福祉課 自立支援班 担当		

●ホームページ掲載場所：
 熊本市ホームページ(トップ画面) > 分類から探す > 健康・福祉・子育て > 障がい者(児)福祉 > 障がい福祉サービス > 介護給付費等、障害児通所給付費、計画相談支援給付費等に係る支給申請書等の様式

事業所の休止・廃止の届出について

- ①事業の休止または廃止をする場合は、休止日又は廃止日の1月前までに届出が必要です。
- ②休止（廃止）届に併せて、現利用者の氏名、異動先サービス等のリストを提出して下さい。
- ③経過措置等の終了に伴う、人員不足等を原因とした休止・廃止についても、遅滞なく、休止（廃止）届を提出して下さい。
- ④事業の再開をする場合は、再開の届出が必要です。
- ⑤再開届に併せて、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を提出して下さい。また、休止前から変更がある事項（例：運営規程、平面図、サビ管等）については、必要な書類を添付して下さい。

事業所の変更届について

- ① 最低基準、指定基準、各種様式及び添付資料については、熊本市のホームページに掲載しておりますので、必ずご覧になったうえで関係書類の提出をお願いします。
- ② 事業所の開設、移転、グループホームの住居の追加などにおいては、建築基準法（熊本市建築指導課）、消防法（熊本市消防局）、都市計画法（熊本市開発景観課）などの関係法令等の基準を満たしていることが必要です。
- ③ 事業所の名称、所在地、運営規程及び介護給付費等の請求に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、10日以内にその旨を市長に届け出てください。

※加算算定の時期：届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。

※加算の届出については、届出の前に加算要件や趣旨を十分確認をしてください。確認が不十分だったために、過去何年間分も過誤が発生している事例がありますのでご注意ください。

- ④ 提出した書類については、事業所でも保管をお願いします。

どのような変更があった場合に変更届出書を提出するのか？

事業所の名称
事業所の所在地
事業者(法人)の名称
事業者(法人)の主たる事務所の所在地
事業者(法人)の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
事業者(法人)の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書
事業所の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
事業所のサービス管理(提供)責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
運営規程
介護給付費等の請求に関する事項(加算、減算等の届出)
協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
事業者(法人)の役員の氏名、生年月日及び住所

※ 上記以外に、短期入所事業所における「事業種別」等もある。

定員変更・年度当初の確認について

○定員変更

事業所の定員変更については、障がい福祉計画との整合性を図る必要があり、事業運営の根幹に関わるものであるため、変更後10日以内ではなく、変更の1～2ヶ月前に事業計画書、収支予算書、利用者の実績などの関係書類を作成し、事前に相談してください。

○年度当初の確認

- 算定している適用単価や加算の中で、前年度実績等に基づき算定しているものがあれば、前年度実績の確認が必要となります。**年度当初は必ず確認をお願いします。**

例) 就労定着支援体制加算、就労移行支援体制加算、重度者支援体制加算、夜間支援等体制加算(Ⅰ・Ⅱ)など

- 人事異動などにより、専門職の方の配置が変わる場合、加算要件に該当するかどうか、**必ず確認をお願いします。**

例) 福祉専門職員配置等加算、特別支援加算など

⇒ 確認がされていなかったために、**過去何年間分も過誤が発生している事例がありますので十分ご注意ください。**

お問い合わせ先について

① 障がい保健福祉課

TEL 096-328-2519（直通）

【指定担当】 障害福祉サービス事業所等の指定及び変更等

【請求担当】 介護給付費等の請求関係

※事業所数も増え、当課へのお問い合わせ件数が増えておりますので、可能な限り、「返戻理由質問票」をご活用いただけると助かります。

（回答は、後日電話等にてこちらからご連絡いたします。）

② 介護給付費等の支給決定関係

（契約内容報告書や受給者証に関すること等）

中央区役所	福祉課	TEL 096-328-2313
東区役所	福祉課	TEL 096-367-9177
西区役所	福祉課	TEL 096-329-5403
北区役所	福祉課	TEL 096-272-1118
南区役所	福祉課	TEL 096-357-4129

熊本市HPにおける各種申請書類等の掲載場所について

熊本市のホームページのトップ画面



分類から探す⇒「健康・福祉・子育て」を選択



障害者(児)福祉 の「障がい福祉サービス」を選択

①障害福祉サービス事業者等

⇒「指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設について」を選択

②障害児通所事業者等

⇒「指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設について」を選択

③相談支援事業者等

⇒「指定(一般、特定及び障害児)相談支援事業者について」を選択

④介護給付費等の請求等

⇒「介護給付費等、障害児通所給付費、計画相談支援給付費等に係る支給申請書等の様式」を選択

よく使う各種様式について(介護給付費等の請求等)

①介護給付費等の請求における主な様式

- ・【通常】過誤調整依頼書 : 通常の過誤調整の際にご利用下さい。
- ・【同月】過誤調整依頼書 : 過誤調整および再請求を同月で行う場合の同月過誤の際にご利用下さい。
(同月過誤は事前に国保連等への調整必要)
- ・介護給付費等返戻依頼書: 市町村審査までの期間に請求内容等に誤りを発見し、当月の請求分を取下(返戻)を希望する場合の連絡にご利用下さい。
- ・返戻理由質問票: 返戻となった場合の質問にご利用下さい。

②HP掲載場所

熊本市ホームページ(トップ画面) > 分類から探す > 健康・福祉・子育て > 障がい者(児)福祉 > 障がい福祉サービス > 介護給付費等、障害児通所給付費、計画相談支援給付費等に係る支給申請書等の様式

指定障害児通所支援事業者・ 指定障害児入所施設設置者 集団指導

平成30年7月6日(金)10時～

熊本市健康福祉局障がい者支援部

障がい保健福祉課 自立支援班

次 第

- 1 障害児通所支援等について
- 2 実地指導での指摘事項について
- 3 平成30年度報酬改定等について

障害児通所支援について

1、教育と福祉の連携について

教育・医療機関・通所支援の連携

- (1) 教育（保育所・幼稚園・学校等）
- (2) 医療（病院・診療所）
- (3) 通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）

教育と福祉の一層の連携等の推進について（平成30年5月24日付国通知）

福祉と教育の連携については、学校と障害児通所支援事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められているところ。

障害児通所支援について

1、教育と福祉の連携について

学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができてない。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、他地方自治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築すること。



～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要

1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

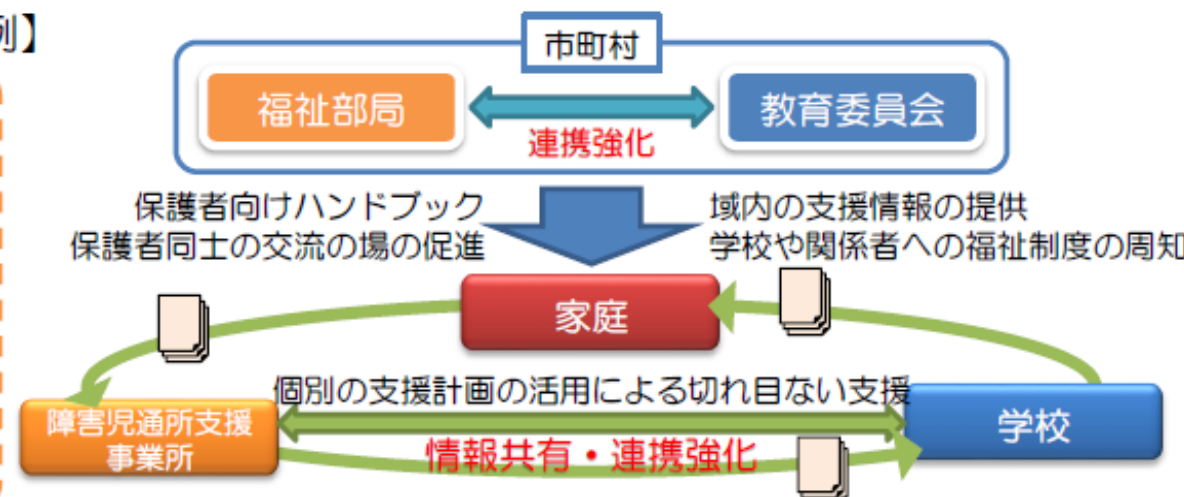
2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

教育と福祉の関係部局・機関の関係構築の場として、既存の会議を活用した事例及び学校と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例①(徳島県)

取組概要

学校と事業所の連携を通じた、発達障害等のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ることを目的とし、以下の取組を実施。

○徳島県藍住町全域の学校と放課後等デイサービス事業所の連携についての実態把握

○福祉連携校及び連携事業所の間で、個別の教育支援計画等の活用による効果的な情報共有の在り方を検討

○藍住町における学校と事業所の連携の拡大

※文部科学省委託事業：放課後等福祉連携支援事業（期間：平成28～29年度）

実態把握で確認できた連携の課題

情報交換の課題(アンケート調査)

定期的な会議開催の困難／地域、学校ごとの積極性の差／送迎時刻等の伝達不足、連絡帳等の活用

共通する指導目標が多い。(アンケート調査)

教科学習・学校の宿題／集団活動やルールの遵守／互いに個別の支援計画等について情報交換することは「ない」又は「少ない」

連絡を困難にする要因(聞き取り調査)

保護者の同意手続きが未確立／互いの連絡先、相手が不明

課題を克服するための実践

「顔の見える関係」構築

・既存の会議である「**藍住町特別支援地域連携協議会**」を活用し、従来の委員(医師、教育・福祉関係者)に**新たに町内の放課後等デイサービス事業所を追加**。

→新規の会議体立ち上げの負担軽減

個別の支援計画等の交換の試行

・交換手順、保護者同意手続きについて試行を通して確認。担当者から事後レポートを回収。

→共通の指導内容(教科学習・宿題、社会性の指導等)についての**連携の必要性を認識**できた。また、**それぞれの専門性による情報交換の可能性**を感じた。

連絡の円滑化

・学校と事業所との直接連絡の実践、担当者の事後レポート回収

→学校から事業所への**送迎時の対応がスムーズ**になった。

→円滑化の推進のため、保護者の許諾について、個別の教育支援計画等への位置づけ等の必要性が見えた。

【今後の取組】

○協議会の運営や学校と事業所との連絡手段について、より簡易な実施方法を検討

○学校と事業所間の一層の円滑な連絡を可能とするため、保護者の同意手続きについて検討 等

障害児通所支援について

2 障害児通所支援と他の福祉サービスについて

○児童発達支援

障害児につき、児童発達支援センターその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うこと。

○放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うこと。

障害児通所支援について

2 障害児通所支援と他の福祉サービスについて

○保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、
当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活
への適応のための専門的な支援等を行うこと

○日中一時支援A型

居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他便宜を適切に行うことができる施設への一時的な保護等を必要とする障害者等につき、当該施設において一時的な保護、それに伴う介護等を行うこと

（家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としている。）

障害児通所支援について

2 障害児通所支援と他の福祉サービスについて

○放課後児童健全育成事業

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業。

障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものである。

主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、日中一時支援A型等を活用すること。

障害児通所支援について

3 就労移行支援と放課後等デイサービス等との同日利用について (特別支援学校卒業者等の就労継続支援B型事業利用にかかるアセスメントとして就労移行支援を利用する場合)

- ・特別支援学校卒業後に就労継続支援B型を利用する場合、在学中等に就労移行支援を利用し、アセスメント結果を把握する必要がある。
(主に、夏休み等を利用した就労移行支援の利用が多い)
- ・この場合、一時的に、就労移行支援と放課後等デイサービスを併給する期間が発生することとなる。



就労移行支援を利用した同一日に、放課後等デイサービスを利用することは不可。理由としては、両サービスともに日額単価である(同一日に他サービスを利用する想定となっていない)ため。

※就労移行支援事業所にも同様の指導を行っている。保護者等からの利用の相談があった場合には、上記のような説明を行うとともに、適切な利用を促すこと。

行政処分等について

不正請求等への対応について

○障害福祉サービス等の不正請求等への対応について

(平成28年6月20日付け事務連絡国通知)

(1) 指導監査の強化

「指導対象となる事業所において障害者(児)虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、**指導開始時に文書により通知する**もの。」とされているが、**人員配置基準の虚偽等、不正が疑われている場合についても、当該規定を積極的に活用することにより、効果的な実地指導(出勤や給与支払の状況簿の確認、勤務状況のヒアリング等)を周期的に実施すること。**

行政処分等について

不正請求等への対応について

(2) 悪質な事案への対応

虚偽の報告や監査妨害、不正請求額が高額で返還の意思がない場合など、悪質な事案については、行政処分に加えて、刑事告発を検討。

(3) 組織的な不正行為への対応

過去に指定を取り消された事業者と密接な関係を有する事業者は指定をしてはならないこととされており、指定の事前調査を確実に実施するなど、指定に係る欠格事由の確認を徹底する。

(4) 返還請求額の徴収

不正利得の徴収の徹底

行政処分等について

不正請求等への対応について

(5)放課後等デイサービス事業所の不正請求等の対応

①営利法人、新規開設の事業所の重点的な実地指導

②放課後等デイサービス事業所の不正請求等の内容については、主に、サービス提供の虚偽による不正請求や人員配置の虚偽による指定申請及び不正請求。

⇒サービス提供実績記録票の精査、指定時の審査等を行う。

実地指導での主な指摘事項等

1 はじめに

■ 指定基準や報酬の要件等については、常に確認を行い、誤った運用を行うことがないよう、管理者のみならず、従業者一人ひとりが理解をした上で、適切な事業運営を行うこと。

■ 実地指導において、同様の指摘を受けることがないよう、各指摘事項に該当する内容があれば、速やかに改善を図ること。

2 「重点項目」における事項

ガイドライン(児童発達支援・放課後等デイサービス)を参考に行うこと。

<サービスの質の確保・向上について>

熊本市指定基準条例に規定する自己評価等については、年に1回以上実施し、その結果を公表することとなっているが、実施されていなかったため、評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図ること。実施後は、評価の結果及び改善の内容を公表すること。

実地指導での主な指摘事項等

3 「人員に関する基準」における事項

- ・基準上必要な従業者の配置をしていなかった。
- ・児童指導員等配置加算、指導員加配加算の要件を満たさないにも関わらず請求していた。
- ・勤務時間を確認できるものがない。
- ・事業所に勤務していることが分かる書類がない。(辞令や雇用契約書等)

【問題点】

- ・人員欠如減算を行っていない。
- ・児童指導員等配置加算、指導員加配加算などの要件を満たさなくなった旨の届出を行っていない。
- ・勤務実態を把握できる書類が作成されていない。

不当利得になるため、**返還措置を講ずる。**
悪質な場合は、指定の取消しをもって対処する。

実地指導での主な指摘事項等

4 「運営に関する基準」における事項

(1) 重要事項説明書・利用契約書について

- ・重要事項説明書について、記載内容が運営規程で定める内容と合っていない。
- ・利用契約書における契約当事者が「事業所」となっている。
- ・契約の更新について、記録がない。
- ・契約書に定める契約期間が、利用者の給付費の支給決定期間と合っていない。

【指導内容】

- ・重要事項説明書は、運営規程に定める「重要事項」を利用申込者に説明する文書であるため、運営規程を変更した場合にも対応しているか確認をすること。
- ・契約当事者は、「法人」であるため、**法人代表者**による記名・押印。
- ・契約の更新については、再度利用契約書と取り交わす又は契約内容に変更のない場合は、更新に係る同意を得た旨記録に残すこと。
- ・契約期間は、支給決定期間の範囲内にすること。

実地指導での主な指摘事項等

4 「運営に関する基準」における事項

(2) 定員の遵守

利用定員を超えた利用者の受入れを行っている。

災害、虐待等のやむを得ない事由を除いては、定員を超えた受入れは行わないこと。

【指導内容】

- ・指定基準条例において、定員遵守が規定されており、定員を超えての利用者の受入れは指導の対象となる。
- ・他事業所の紹介や現利用者の利用日数の調整によっても、なお定員を超過する場合には、定員変更を検討すること。
- ・報酬算定上、以下のいずれかに該当する場合は、30%の減算が適用される。
⇒1日当たり利用障害児数が、定員50人以下の場合は、150%を超える場合。
過去3か月間の平均利用障害児数が、定員の125%を超えている場合(ただし、定員11人以下の場合は当該定員に3を加えた数を超えている場合)
⇒定員超過の減算に該当する場合は、変更届を速やかに提出すること。

実地指導での主な指摘事項等

4 「運営に関する基準」における事項

(3) 秘密保持等について

以下の内容に留意し、適正な個人情報の管理を行うこと。

【留意事項】

- ・従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。⇒職員への周知徹底
- ・指定放課後等デイサービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。⇒雇用契約書等への明記等
- ・指定放課後等デイサービス事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ること。

実地指導での主な指摘事項等

4 「運営に関する基準」における事項

(4)事業者が保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲について
おやつ代、活動費、行事代の内容及び費用の額については、運営規程や重要事項説明書に定めること。

【留意事項】

①金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。

②①の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ること。

実地指導での主な指摘事項等

4 「運営に関する基準」における事項

(4) 事業者が保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲について

運営規程や重要事項説明書に徴収する旨を記載している場合は、**削除**すること。

【留意事項】

③障害児通所支援は、通常の実施地域を越えた地域への送迎について、燃料費相当額を利用者に実費負担を求めることはできない。

※既に徴収している場合は、平成30年7月以降は、徴収不可。

・「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成24年3月30日 障発0330第31号)」中で、日常生活費として燃料費は対象となっていない。

⇒送迎加算分の54単位は、燃料費分も含まれているとの考え方。

実地指導での主な指摘事項等

5 「報酬に関する算定基準」における事項

(1) 送迎加算について

- ・支援記録と運行記録など、記録を行う書面によって、送迎の有無が異なる。
- ・職員による徒歩での送迎について、送迎加算を請求した。

【留意事項】

- ①記録を適切に残すこと。
- ②徒歩による送迎は、算定不可。また、職員の自宅を始点又は終点として、送迎した場合も算定不可。
- ③事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても算定可能だが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。

実地指導での主な指摘事項等

5 「報酬に関する算定基準」における事項

(1) 送迎加算について

【留意事項】

④送迎に職員の私用車を使用する場合の取扱い

やむを得ず職員の私用車を使用する場合は、以下の点について留意すること。

- ◆ 業務使用としての使用規定等を作成すること。
- ◆ 指導員の採用時に、書面にて、使用にかかる同意を得ること。また労働者と契約書等を交わし、法人としての使用权について明確にすること。
- ◆ 使用にあたっては、燃料費のみでなく、使用料も支払うこと。また燃料費は、給与規定に基づく交通費とは別途支出することとし、額は実勢価格相当とすること。
- ◆ 児童の送迎中に賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を行うため、損害賠償保険に加入すること。

実地指導での主な指摘事項等

5 「報酬に関する算定基準」における事項

(2) 欠席時対応加算について

- ・記録がない。

【欠席時対応加算の要件】

利用者が利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において(利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に限る。)、従業者が利用者又はその家族等との連絡調整をし、その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、算定できる。

◆ 算定にあたっては、下記の支援等を行うこと。

- ① 利用者の急病等の状況を確認する。
- ② 利用者の次回利用を促す等、個別支援計画に則した相談援助を行っている。
- ③ ①、②の内容について記録を行っている。(いつ、誰から連絡があったかについても記載すること。)

実地指導での主な指摘事項等

5 「報酬に関する算定基準」における事項

(3) 事業所内相談支援加算について

(4) 家庭連携加算について

・個別支援計画への位置付けがない。相談援助の記録がない。

【留意事項】

・事業所内相談支援加算・家庭連携加算ともに、単に相談援助を行った場合に、算定できるものではなく、個別支援計画への位置付けを行い、それに基づく援助等を行った場合にのみ算定できる。(詳細な要件については、告示等を確認すること)

・個別支援計画への位置付けについては、通常の通所支援に加えて、加算要件を満たすための別の支援を行う必要性を明確に記載すること。

・加算請求を行う場合は、必ず相談援助等の記録を残しておくこと。

厚生労働省令等の改正について

1 「児童発達支援」における事項

平成30年4月1日から、指定児童発達支援事業所の人員や運営等に関する基準が変わった。（放課後等デイサービスは、平成29年4月から、同内容の基準へ変更有り。）

旧	新
指導員又は保育士 内1名は常勤	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 内1名は常勤
	上記のうち半数以上は児童指導員又は保育士

ただし、平成30年3月31日時点で指定を受けている事業所は、平成31年3月31日まで経過措置が適用されるため、今年度中に、新基準へ移行すること。

（放課後等デイサービスについては既に経過措置は終了。）

厚生労働省令等の改正について

1 「児童発達支援」における事項

(1) 人員基準について

①児童指導員・・・「熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第60条各号のいずれかに該当する者。(詳細は次のページ)

【留意事項】

- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)
- ・重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程
- ・行動援護従業者養成研修

等の研修を修了しただけでは児童指導員には該当しない！

児童指導員として雇用する場合は、**児童指導員であることが分かる書類を法人で保管すること。**

実務経験：次ページ(8)、(10)

従事期間1年あたり、180日以上の実務経験が必要。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

厚生労働省令等の改正について

1 「児童発達支援」における事項

①児童指導員・・・「熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

第60条各号のいずれかに該当する者。

【留意事項】

(2)(3) 国家資格である「社会福祉士」「精神保健福祉士」が対象。社会福祉主事任用資格者は含まれない。

(4)(5)(6) 学校教育法の規定による大学・大学院が対象。専門学校は該当しない。・社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科を修めて卒業した者が対象。大学でこれらの単位を取得しただけでは該当しない。

(9) 小学校、中学校、養護教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭が対象。養護教諭の資格は該当しない。

(8)(10) 児童福祉事業とは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうち、児童福祉法に係る事業を指す。幼保連携型認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定されているものであり、「児童福祉法」に基づくものではないため、児童福祉事業には該当しない。

厚生労働省令等の改正について

1 「児童発達支援」における事項

②保育士・・・保育士証の写しが必要。

保育士となる資格を証明する書類(保育士(保母)資格証明書、指定保育士養成施設卒業証明書、保育士試験合格通知書等)だけを持っていても、「保育士」として働くことができない。
都道府県知事に対して登録申請手続きを行い、保育士証の交付を受けることが必要。
(未登録の場合は、早めに申請手続きを行うこと)

③障害福祉サービス経験者・・・高校卒業相当であり、障害者総合支援法第5条に基づく指定障害福祉サービス事業所における直接支援等に係る経験が2年以上の者。実務経験証明書の提出が必要。

【障害福祉サービス】 障害者総合支援法第5条

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助 のいずれか。

厚生労働省令等の改正について

1 「児童発達支援」における事項

③障害福祉サービス経験者

【経験年数について】

- ・従事期間・・・2年以上
- ・従事日数・・・360日以上

いずれも満たしている必要がある。

※雇用形態や勤務時間数は問わないが、
1日あたりの勤務時間数が極端に短い場合は要相談。

④機能訓練担当職員（日常生活を営むのに、必要な機能訓練を行う場合）

⑤その他の従業者

人員基準上、必要な員数と認められない。基準上の必要な人員数を超える配置（加配職員）については、従来通り資格等がない者であっても配置ができる。

⑥職員に関する共通事項

資格証等に記載の氏名が、旧姓の場合、可能であれば資格証等の書き換えを行うこと。ただし、書き換えが手続き上困難である場合は、運転免許証・年金手帳等で同一人物であることの確認を行うこと。

厚生労働省令等の改正について

1 「児童発達支援」における事項

(2)ガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

- ◆ サービスの質の向上を目的として、指定児童発達支援事業者に対して、サービス内容の自己評価及び保護者評価、改善内容の公表が義務付けられた。
- ◆ 「児童発達支援ガイドライン」の内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行う。(評価者は事業者および利用児童の保護者。)
- ◆ 評価結果および改善内容は年に1回以上、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

※放課後等デイサービスについては、平成29年度から義務付けられている。

※本市においては、条例において、平成29年度より適用させている。(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)

厚生労働省令等の改正について

2 児童発達支援管理責任者の要件等について

(1) 実務要件の変更について

【改正内容】障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)平成29年4月1日施行

●改正前(①～③のいずれかに該当する者)

①相談支援業務に従事した期間及び社会福祉主事任用資格者等であって介護等業務に従事した期間が、通算して5年以上である者

②社会福祉主事任用資格者等でない者であって介護等業務に従事した期間が通算して10年以上である者

③ 国家資格等を有する者がその資格に基づく業務に5年以上従事しており、かつ相談支援業務及び介護等業務に従事した期間が通算して3年以上である者

●改正後(①～③のいずれかに該当する者)

①相談支援業務に従事した期間及び社会福祉主事任用資格者等であって介護等業務に従事した期間が、通算して5年以上かつ当該期間から老人福祉施設等及び特例子会社等における業務に従業した期間を除いた期間が3年以上である者

②社会福祉主事任用資格者等でない者であって介護等業務に従事した期間が通算して10年以上かつ当該期間から老人福祉施設等及び特例子会社等における業務に従業した期間を除いた期間が3年以上である者

③国家資格等を有する者がその資格に基づく業務に5年以上従事しており、かつ相談支援業務及び介護等業務に従事した期間から老人福祉施設等及び特例子会社等における業務に従業した期間を除いた期間が3年以上である者

厚生労働省令等の改正について

2 児童発達支援管理責任者の要件等について

(2) 研修修了に係る猶予措置について

平成30年度に開所した事業所については、平成31年3月31日まで研修修了の要件を満たしているものとみなす。(猶予期間中に必ず、研修を修了すること。)

またやむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設ける。

やむを得ない事由に該当するかを判断するのは障がい保健福祉課。

猶予措置を適用し、研修未受講の児童発達支援管理責任者(実務経験要件等を満たす者)を配置する際は、必ず事前に障がい保健福祉課に相談すること。ただし、日頃より計画的に人材育成等を行い、職員の急な退職に備えること。

要件を満たす児童発達支援管理責任者を配置できない場合には、児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算が算定される。

⇒速やかに変更届(児童発達支援管理責任者の不在や減算について)を提出すること。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

1 共通事項

(1) 各種減算の見直し

ア サービス提供職員欠如減算

① 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合には、その翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の30%を減算。

② 減算が適用された月から3ヶ月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3ヶ月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を減算。

※児童発達支援は、平成29年度までに指定を受けている事業所は従来の基準による配置が認められる。(平成31年3月31日まで)

※放課後等デイサービスは、現行基準(児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者。うち1名は常勤、半数以上が児童指導員又は保育士)を満たす職員を配置しなければならない。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

1 共通事項

(1) 各種減算の見直し

イ 児童発達支援管理責任者欠如減算

① 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の30%を減算。

② 減算が適用された月から5ヶ月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5ヶ月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を減算。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

1 共通事項

(1) 各種減算の見直し

ウ 個別支援計画未作成減算

① 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の30%を減算。

② 減算が適用された月から3ヶ月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3ヶ月目から当該状態が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を減算。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

1 共通事項

(1) 各種減算の見直し

エ【新設】身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るため、**身体拘束に係る記録等をしていない場合について、基本報酬を減算する。**

- ◆ 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
 - ◆ 身体拘束等を行う場合は、態様、時間、利用者の状況、理由などを記録しなければならない。
 - ◆ やむを得ず身体拘束等を行った場合は、本市及び利用者の家族等へ連絡しなければならない。(本市の独自基準)
- ⇒ なお、個別支援計画に規定した身体拘束等については、本市及び利用者の家族等への連絡は不要である。
- ⇒ ただし、個別支援計画に規定した以外の態様の身体拘束等については、本市及び利用者の家族等への連絡は必要である。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

1 共通事項

(1) 各種減算の見直し

エ【新設】身体拘束廃止未実施減算

緊急やむを得ず身体拘束を行う3要件

① 切迫性

身体拘束を行うことにより、本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認することが必要。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件。利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択することが必要。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定することが必要。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

1 共通事項

(1) 各種減算の見直し

オ【新設】 自己評価等未公表減算

指定通所基準等の規定に基づき、ガイドラインに基づく自己評価の実施及び結果の公表、県への届出(公表方法及び公表内容など)等が**適切に行われていない場合、所定単位数の15%を減算**

(減算の算定は、平成31年4月1日から適用)

(2) 児童発達支援管理責任者の評価の見直し

⇒児童発達支援管理責任者専任加算は廃止。(障害児入所施設も同様)

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

1 共通事項

(3) 人員配置基準の見直し(福祉型障害児入所施設も含む)

◆ 主として重症心身障害児を通わせる事業所

医療的ケアを行う人材を幅広く確保する等の観点から、人員配置基準を見直し。(※福祉型障害児入所施設は、看護師⇒看護職員)

旧		新
看護師	1以上	看護職員(看護師、 保健師、助産師、準看護師) 1以上
機能訓練担当職員	1以上	機能訓練担当職員 1以上 ※ ただし、機能訓練を行わない時間帯については、配置しないことが可能。 ※機能訓練担当職員は、児童発達支援センター、医療型児童発達支援を除く。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

2 基本報酬区分の創設

(1) 児童発達支援

※未就学児童・・・ 小学校就学前の児童

※未就学児以外・・・学籍のない児童(中学校を卒業し、特別支援学校に進学していない児童等)

報酬区分	要件
I	主に未就学児を支援(<u>未就学児が70%以上</u>)
II	上記以外
非該当	児童発達支援センター／ 主として重症心身障害児を通わせる事業所

※区分の判定に用いる障害児の数

- ① 通常
前年度(4月1日～翌年3月31日)の延べ利用人数を用いて算出。
- ② 報酬区分の導入当初の措置(平成30年4月サービス提供分から)
平成30年4月1日時点の在籍者数(契約者数)を用いて算出
- ③ 導入後3か月経過後(平成30年7月サービス提供分から)
3か月(平成30年4月から6月)における障害児の延べ利用人数により算出

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

2 基本報酬区分の創設

(2)放課後等デイサービス

※主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く

放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定。

また、授業終了後に提供する場合、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定。

※単位数は10名以下の場合		指標該当児が 50%以上	指標該当児が 50%未満
授業終了後	サービス提供時間が3時間以上	区分1の1(656単位)	区分2の1(609単位)
	サービス提供時間が3時間未満	区分1の2(645単位)	区分2の2(596単位)
学校休業日の場合	区分1	区分1 (787単位)	区分2(726単位)

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

2 基本報酬区分の創設

(2)放課後等デイサービス

① 区分の判定方法

※指標該当児童に該当するか否かの判定は、支給決定市町村が行う。

指標該当児童とは、以下のいずれかに該当する児童のことを指す。

◆ 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児

◇ 指標に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児
(※別表A参照)

② 指標該当の有無の判定にかかる経過措置

平成30年4月以降分の支給決定(更新含む)された場合には、指標の該当の有無については、受給者証に記載されるが、支給決定期間が更新されるまで(ただし、平成31年3月31日まで)に限り、指標の判定に準ずる状態として市町村が認めた場合も指標該当児とみなされること。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

1 基本報酬区分の創設

(2)放課後等デイサービス

※指標の判定に準ずる状態とは・・・

以下のいずれかに該当する児童のことを指す。

- ◆ 行動援護(障害者総合支援法第5条に基づく行動援護)の利用者である場合。
- ◇ 5領域11項目の調査(別表B参照)において、把握している状態に基づき次の①又は②に該当する場合は、指標の対象児とみなすこと。
 - ①食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合
 - ②行動障害および精神症状において、(1)～(3)のうち「ほぼ毎日」又は「週に1回以上」が1項目以上かつ(4)～(7)のうち「ほぼ毎日」が2項目以上の場合

※区分の判定に用いる障害児の数

- ①通常： 前年度(4月1日～翌年3月31日)の延べ利用人数を用いて算出。
- ②報酬区分の導入当初の措置(平成30年4月サービス提供分から)
平成30年4月1日時点の在籍者数(契約者数)を用いて算出
- ③導入後3か月経過後(平成30年7月サービス提供分から)
3か月(平成30年4月から6月)における障害児の延べ人数により算出

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

2 基本報酬区分の創設

(2)放課後等デイサービス

③多機能型事業所における報酬区分

⇒障害児の数を合算するのではなく、それぞれのサービスにおける障害児の利用延べ人数により算出する。

④報酬区分の変更

⇒増改築等の特段の事情がない限り、当該年度末まで同じ報酬区分を算定する。

【別表】 A

項目	0 点	1 点	2 点
コミュニケーション	○日常生活に支障がない	○特定の者であればコミュニケーションできる ○会話以外の方法でコミュニケーションできる	○独自の方法でコミュニケーションできる ○コミュニケーションできない
説明の理解	○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
異食行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
多動・行動停止	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不安定な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
自らを傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
他人を傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不適切な行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
突発的な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
過食・反すう等	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
てんかん	○年1回以上	○月に1回以上	○週1回以上
そううつ状態	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
反復的行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
対人面の不安緊張、 集団生活への不適応	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
読み書き	○支援が不要	○部分的な支援が必要	○全面的な支援が必要

	区 分	判断基準
① 食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
② 排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③ 入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④ 移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤ 行動障害および精神症状	・ほぼ毎日（週 5 日以上）支援や配慮等が必要 ・週に 1 回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の 1 か月間に毎週 1 回以上現れている場合又は調査日前の 1 か月間に 2 回以上現れている週が 2 週以上ある場合。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

3 各種加算の見直し等について

(1) 児童指導員等配置加算

※児童発達支援センター及び主たる対象が重症心身障害児である事業所は算定対象外

下記の①～③のいずれかに当てはまる者を、支援の時間帯を通じて1人以上配置している場合に算定できる。

- ① 児童指導員等
- ② 保育士
- ③ 強度行動障害支援者養成研修修了者である障害福祉サービス経験者

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

3 各種加算の見直し等について

(2) 児童指導員等加配加算の見直し

※平成30年度から児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所も算定対象。

	児童指導員等加配加算Ⅰ	児童指導員等加配加算Ⅱ
要件	基準上必要となる従業者の員数に加え、1人以上(常勤換算)従業者を配置している場合	児童指導員等加配加算Ⅰの算定に必要な従業者数に加え、1人以上(常勤換算)従業者を配置している場合 ※児童発達支援事業所(主に未就学児以外) 児童発達支援センター 主たる対象が重症心身障害児の事業所 区分2の放課後等デイサービス事業所 は、算定対象外。 ※個別支援計画未作成減算を算定している場合は算定不可。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

3 各種加算の見直し等について

(2) 児童指導員等加配加算の見直し

理学療法士等 (専門職員)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理指導 担当職員等のいずれか
児童指導員等	児童指導員又は強度行動障害支援者養成研修(基礎課程) 修了者等
その他の従業者	上記以外の直接処遇職員 ※障害福祉サービス経験者も含む。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

3 各種加算の見直し等について

(3)【新設】看護職員加配加算

- ①基準上必要となる従業者の員数に加え、次表のいずれかの施設基準に該当すること。
- ②医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用、その他の方法により広く公表するものであること。

	重症心身障害児以外		重症心身障害児	
	加配看護職員	別表スコア (別表C)	加配看護職員	別表スコア (別表C)
看護職員加配加算(Ⅰ)	1以上配置	いずれかに該当する利用者が1以上	1以上配置	8点以上の利用者数が5名以上
看護職員加配加算(Ⅱ)	2以上配置	8点以上の利用者数が5名以上	2以上配置	8点以上の利用者数が9名以上
看護職員加配加算(Ⅲ)	3以上配置	8点以上の利用者数が9名以上		

【別表C】判定スコア(スコア)

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管, 気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1 回/時間以上の頻回の吸引 = 8
6 回/日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー 6 回/日以上又は継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管(経鼻・胃ろう含む) = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
- (12) 定期導尿(3/日以上) = 5
- (13) 人工肛門 = 5

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

3 各種加算の見直し等について

(4) 事業所内相談支援加算の見直し

変更点: 障害児本人が別室で支援の提供を受けている間に効率的に相談支援を行うために、障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能となった。

<留意事項>

障害児が支援を受けている時間帯に相談支援を行う職員については、支援の単位ごとに必要な従業者数には含まれない。相談支援を行う職員以外で、支援の単位ごとに必要な従業者及び員数を満たす必要がある。

(5) 福祉専門職員配置等加算の見直し

変更点: 公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算の有資格者として評価。

(6) 欠席時対応加算の見直し

変更点: 重症心身障害児を主たる対象とする事業所(児童発達支援センター含む)については、1月の利用者数が、利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合は、1月につき8回を限度として算定できる。ただし、重症心身障害児に限る。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

3 各種加算の見直し等について

(7) 特別支援加算の見直し

変更点： 加算の対象となる職種に、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を追加。

<留意事項>

- ① 児童指導員等加配加算において、理学療法士等(保育士を除く)を配置した場合については、特別支援加算の算定はできない。
- ② 主として、難聴児や重症心身障害児を通わせる施設等は人員配置基準上配置することとされている機能訓練担当職員と職種が重複する場合、特別支援加算の算定はできない。

(8) 【新設】強度行動障害児支援加算

強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児は通所報酬告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて市町村が判断した障害児。

(対象となる場合には受給者証に記載有り)

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

3 各種加算の見直し等について

(8)【新設】強度行動障害児支援加算

【算定対象となる障害児の認定方法について】

事業所が、算定対象と思われる児童の保護者へ聞き取りを行い、「強度行動障害児支援加算 対象児童申請書」へ記入を行い、保護者の確認を得た上で、管轄の区役所福祉課へ提出すること。

※申請内容変更届出書も添付すること。(その他欄へ加算対象児童である旨を記載すること)

※「強度行動障害児支援加算 対象児童申請書」は、本市ホームページへ掲載後、事業所へメールにて周知する。(H30.7.9頃を予定)

※当該加算の変更届が平成30年4月適用開始で提出されている事業所については、加算算定開始を4月からとする。平成30年7月中に当該申請書を提出すること。

※当該申請書については、サービス更新時も提出が必要。

更新時の当該申請書の提出期限は、新たなサービス開始日の前月の初日(7/1～有効期間開始の場合は、6/1)とする。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

3 各種加算の見直し等について

(9) 医療連携体制加算

変更点： 医療機関との連携により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合の評価に長時間支援を評価する区分を創設。

＜留意事項＞看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

(10) 送迎加算（重度心身障害児の場合）

変更点：

①看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療的ケアを行うための運転手に加え、看護職員を1以上伴い送迎を行った場合に、更に加算。

②同一敷地内の送迎については、加算単位の70%を算定。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

3 各種加算の見直し等について

(11) 関係機関連携加算(Ⅰ)

変更点: 障害児が通う保育所と学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。加算の算定限度回数を、1回／年から1回／月へ変更。

(12) 【新設】保育・教育等移行支援加算

事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算。

<留意事項>

- ①同一の事業所において、同一の障害児に対して1度に限り算定できるもの。
- ②退所して、病院等へ入院する場合や、他の社会福祉施設等へ入所する場合、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)へ入学する場合、死亡退所の場合は、算定できない。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

4 保育所等訪問支援に関すること

(1) 訪問先対象の拡大

乳児院、保育所、児童養護施設、学校教育法に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、認定こども園(保育所又は幼稚園であるものを除く)、その他児童が集団生活を営む施設として市町が認めたもの。

(2) 訪問支援員特別加算

変更点: 看護職員を算定対象に追加。

(3) 【新設】初回加算

新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、訪問支援員が初めて又は、初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、算定。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

4 保育所等訪問支援に関すること

(4)【新設】家庭連携加算

障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、月に2回を限度として算定。

＜留意事項＞

保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は、算定できない。

(5) 同一日に複数支援した場合の減算の見直し

変更点：同一日に複数の障害児に支援した場合に適用される減算を見直し、同一場所で提供した場合に限定する。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

5 居宅訪問型児童発達支援について

(1) サービスの対象者

①人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために、医療を要する状態にある場合。

②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児。

※年齢は、小学校就学前に限らず、満18歳に達するまで利用可能。

(2) 支援回数

支給決定日数は週2日を目安。(著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため)

ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない。

報酬改定に関する内容について(障害児通所支援)

5 居宅訪問型児童発達支援について

(3)職員配置

①訪問支援員:事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者。

②児童発達支援管理責任者:1以上

報酬改定に関する内容について(障害児入所支援)

1 障害児入所支援における共通事項について

(1) 公認心理師の評価

より高度で専門的な心理指導が提供されるよう、心理担当職員配置加算について、公認心理師の資格を有する場合に更に評価する。

[見直し後]

○ 福祉型障害児入所施設

イ 主に知的障害児に対する場合

定員に応じて5単位/日～102単位/日 +10単位※

ロ 主に自閉症児に対する場合

定員に応じて13単位/日～26単位/日 +10単位※

ハ 主に盲児又はろうあ児に対する場合

定員に応じて10単位/日～102単位/日 +10単位※

ニ 主に肢体不自由児に対する場合

定員に応じて13単位/日～20単位/日 +10単位※

○ 医療型障害児入所施設 26単位/日 +10単位※

※ 公認心理師の資格を有している場合に更に加算する。

報酬改定に関する内容について(障害児入所支援)

2 福祉型障害児入所施設について

(1) 医療的ケア児への支援の充実

看護師配置加算を見直し、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に更に評価する(加算の名称も看護職員配置加算へ改める。)

(2) 手厚い人員配置の評価

障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う党の支援の強化を図る観点から、人員配置基準以上に手厚い配置をしている施設を評価するための加算を創設する。

児童指導員等加配加算の創設【新規】

報酬改定に関する内容について(障害児入所支援)

2 福祉型障害児入所施設について

(3)グループホームや障害者入所施設等への移行支援の推進

グループホームや障害者入所施設等への移行支援を推進するため、地域移行加算の算定回数を拡充するとともに、福祉型障害児入所施設においては、平成33(2021)年3月31日までの間、他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定の対象とする。

《地域移行加算の見直し》

[現 行] 500単位（退所前、退所後各1回）

※ 退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。ただし、当該障害児が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては算定不可とする。

[見直し後] 500単位（退所前2回、退所後1回）

※ 退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。なお、平成33（2021）年3月31日までの間は、他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可とする。

報酬改定に関する内容について(障害児入所支援)

3 医療型障害児入所施設について

(1) 有期有目的入所の更なる評価

肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間集中訓練によって機能向上が図られていることなどから、有期有目的入所の推進のため、有期有目的入所に係る基本報酬の区分を見直し、更なる評価を行う。

(2) 福祉職員の充実

被虐待児の増加や養育困難な保護者への育児支援など質の高い支援を行う観点から、保育士又は児童指導員を人員配置基準以上に手厚く配置している施設を評価する加算を創設する。

保育職員加配加算の創設 **【新規】**

利用者によりよいサービスを提供できるよう
御協力をよろしくお願いします！



ご清聴ありがとうございました。